

資料提供

令和7年9月3日
所 属：経営企画チーム
担当者：楨
電 話：082-513-2411
内 線：2410

中国地方知事会「共同アピール」の採択について

本日開催された中国地方知事会令和7年度第2回知事会議において、別紙のとおり共同アピールが採択されましたので、お知らせします。

○ 共同アピール

- ・「地方創生2.0」の実現及び東京一極集中の是正に向けて
- ・少子化の反転及び「こどもまんなか」の理念実現に向けたこども・子育て政策の充実強化について
- ・地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について
- ・中山間地域等の生活環境の維持・確保について
- ・デジタルを活用した地方創生の実現に向けた取組について
- ・米国による関税措置への対策強化及び物価高を上回る持続的な賃上げの実現について
- ・相次ぐ豪雨災害・林野火災等の大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について
- ・地方税財源の充実について
- ・全世代型社会保障制度の実現に向けて
- ・「カーボンニュートラルの実現」に向けた取組の推進について
- ・住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について
- ・国民の政治参加の促進と公明かつ適正な選挙の実現について
- ・参議院議員選挙における合区の解消について

【参 考】

- 1 期 日 令和7年9月3日（水）
- 2 場 所 minamoa（ミナモア）内、MOVIX 広島駅
（広島市南区松原町2番37号 ミナモア7階）
- 3 出席者

鳥 取 県 知 事	平井 伸治	（ひらい しんじ）
島 根 県 知 事	丸山 達也	（まるやま たつや）
岡 山 県 知 事	伊原木 隆太	（いばらぎ りゅうた）
広 島 県 知 事	湯崎 英彦	（ゆざき ひでひこ）
山 口 県 知 事	村岡 嗣政	（むらおか つぐまさ）

「地方創生 2.0」の実現及び東京一極集中の是正に向けて

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題を解決し、若者・女性にも選ばれるような一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少につながるだけでなく、イノベーションの促進に必要な多様性の確保、大規模災害時の大学、企業、政府機関等のリスク分散や、超過密により悪化する生活環境の改善といった観点からも、必ず是正しなければならない問題である。

これまで地方創生の実現に向けて、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進取組を進め、東京圏への転入超過数は、新型コロナ禍の影響もあり縮小しつつあったが、地方から東京圏への人の流れは再び拡大傾向にあり、東京一極集中は依然として大きな課題となっている。

こうした状況の中、国においては6月に、今後10年間を見据えた地方創生2.0の方向性を示す「基本構想」を取りまとめ、国全体の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に向けた「人や企業の地方分散」を図ることを政策の柱の1つに掲げ、関連施策の展開や新規施策の具体化などに早急に取り掛かるとされたところである。

中国地方知事会としても国と一丸となり、地方への呼び込みを積極的に進めていくとともに、地域活性化の促進や防災リスクの低減に繋がる東京一極集中の是正が一過性のものとならないよう、国において積極的な取組の展開を求める。

1 「地方創生 2.0」の実現に向けた戦略的な施策の推進

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦し、日本社会のあり方を大きく変える「地方創生 2.0」の実現に向け、「新しい地方経済・生活環境創生本部」のもと、

- ・これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国と地方の適切な役割分担により、「地方創生 2.0」の中心的課題である人口減少対策を、スピード感をもって強力に推進すること。また、その推進に当たっては、国や地方団体のみならず、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をは

- はじめとする関係団体と連帯し、課題解決に向けた施策を展開すること。
- ・若者や女性にも選ばれる地域社会の構築、企業・大学の地方への分散、農林水産業を含めた高付加価値創出型経済への移行、賃上げに資する環境整備など、人口減少問題の構造的課題解決に向けて、人口流出に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくる社会減対策、地域間格差のない子ども・子育て対策等の自然減対策、持続可能な地域づくりを地方との適切な役割分担により強力に推進すること。
 - ・東京一極集中の是正は、地方にとって人口流出の歯止めとなるだけでなく大都市における超過密の解消にも寄与するもので、双方においてメリットがあり、かつ、出生率の低い地域から高い地域へ若者が移動することにより、日本全体の出生数の増加にも寄与するものであることを、広く国民に周知していくこと。
 - ・当初予算ベースで倍増がはかられた地方創生の交付金をはじめとする地方創生関連予算の更なる拡充など、「地方創生 2.0」の実現に向けて大胆かつ強力な対策を講ずること。
 - ・経済・雇用面での地域の持続性を確保するためには、産業・観光等の分野において付加価値・競争力を高めていくことが重要であることから、都道府県域を超えた広域の単位で多様な主体と連携して取り組む広域リージョン連携の推進に対して、財政的な支援や規制・ルールの見直しによる支援を講ずること。
 - ・国の公務部門における正職員の短時間勤務拡大の検討に合わせて、会計年度任用職員についても地域の実情に応じた短時間正職員化を含めたあり方の見直しを行うこと。

2 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的な K P I を設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講ずるとともに、

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国による移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制の更なる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど

思い切った税制措置を講ずること。

- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ 企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・ 東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の是正に効果的な対策を講ずること。
- ・ 地方の産業の特性や強みを踏まえた、地方に対する戦略的かつ大規模な投資を促進するとともに、産業を支える人材を確保するため、東京圏からの人材の呼び込みと地方への定着を促進する取組の抜本的強化を図ること。

（２）大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 企業移転にもつながる地方大学の研究力強化などへの支援や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を継続・充実させるとともに、地方就職学生支援金について地域の実情を踏まえて、支援対象者の要件となっている大学等の所在地や活動時期を拡充するなど、制度を見直すこと。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。
- ・ 企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴い、デジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置が講ぜられることとなったが、その運用にあたっては、

- ・ 地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。
- ・ 地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることを十分に確認すること。
- ・ 関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、各地域に就職先となる産業を育成・確保する

取組への大胆な支援策を講ずること。

- ・地方における情報系教員の確保のための施策を実効性のあるものとする

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・国と地方で取り組むべきことを明確化するとともに、これまでの取組の転出入への影響について、効果検証を行い、早急に必要な見直しを図ること。
- ・若者の転出につながる大都市と地方との実質賃金の格差是正に取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地域留学の取組の推進など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・子どもたちが大学等へ進学するまでに、県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、地方へのUターン就職・転職の動機付けとなる取組に対する支援を行うこと。
- ・マスメディアやソーシャルメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような機運醸成を積極的に進めること。
- ・適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築に向けて、地方移住等を伴う遠隔勤務（転職なき移住）を含む場所や時間にとらわれないテレワーク、ワーケーションなどの働き方を、都市部と地方とのマッチングや税制優遇等の財政支援の拡充、企業経営者や労働者に対する機運醸成等により推進すること。
- ・ふるさと住民登録制度の創設にあたり、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

(4) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境

を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

（５）地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から 20 年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講ぜられるよう、

- ・ 憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・ 国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正を更に推し進めること。
- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、「従うべき基準」をはじめとする義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 国の地方公共団体に対する補充的な指示については、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえ、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、必要な限度において行使することとし、事前に地方公共団体と適切な協議・調整を行うこと。
- ・ 法令等に基づく計画策定事務については、内閣府が策定した「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に従って、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、引き続き制度的な課題として、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・ 国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスや国の政策決定に地方の意見を反映する仕組みを強化すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 本年 3 月から旅券事務の電子申請が開始されたが、申請者にとってマ

イナポータルによる電子申請の操作手順が煩雑でわかりにくいほか、旅券窓口においても電子申請を処理する際に必要な領事業務情報システムの通信に時間を要するなど、手続面の負担がかえって増加している。こうした申請者及び窓口職員双方の負担を解消するため、国において都道府県の事務の実態や意見を十分に把握した上で、電子申請システムの操作手順を簡便でわかりやすくするとともに、領事業務情報システムの処理時間を短縮するなど、申請者の利便性の向上と旅券窓口の事務負担の軽減が図れるような制度設計及びシステム改修を行うこと。

(6) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、転出入した全員の移動理由を把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UI ターンの状況」を把握できるようにするなど、全国的な仕組みを構築すること。

(7) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・空港ビル内等の事務所の賃借料や着陸料、グランドハンドリング（航空機地上支援業務）費用等への補助など、地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持・回復に必要な支援を引き続き行うこと。
- ・国際線の受入再開に伴い喫緊の課題となっているグランドハンドリングや保安検査の人材不足に対応するため、航空・空港人材確保等に向けた積極的な支援を行うこと。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。
- ・海外プロモーションの強化など経済効果の高いインバウンドの地方誘

客を促進するとともに、食、文化、歴史などの地域資源を活用した多様な観光プロダクト開発等への支援など、地方の観光産業の高付加価値化に向けた取組への支援を行うこと。

- ・コロナ後の観光需要の回復に伴い、人手不足が顕在化していることから、生産性の向上や人材確保・育成のための支援を行うこと。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

少子化の反転及び「こどもまんなか」の理念実現に向けた こども・子育て政策の充実強化について

令和6年の出生数（日本における日本人の概数）が過去最少となるなど少子化の問題は深刻さを増しており、国及び各地方自治体において喫緊の最重要課題となっている。

少子化の背景には、経済的不安や出会いの機会の減少、子育ての負担感や育児、教育に係る費用負担など、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を阻害する様々な要因が絡み合っている。

こうした中、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に盛り込まれた施策のうち、児童手当の拡充、保育所等の4・5歳児の職員配置基準改善やこどもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止などについては既に実現されており、その他の施策についても財源論を含めて検討・具体化が進められているところである。

こども・子育て政策の強化に向けては国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があり、適切な役割分担のもと、地方において真に実効性のある取組が展開できるよう、次の事項について強く要請する。

1 国民負担に配慮した財源の安定確保

こども未来戦略に掲げる財源確保の考え方にに基づき、徹底した歳出改革や賃上げなどに取り組むことで、国民の負担に配慮した財源の安定確保に努めること。

また、子育て支援に係る給付サービスについて自治体間の競争が激しくなっている状況があるが、財政力の格差が子育て支援の格差となってはならず、小児医療費、保育料や給食費への給付など、本来、国において責任をもって制度設計し財源確保を図るべきものは、国全体としてナショナルスタンダードの観点も踏まえて、早期かつ確実に必要な措置を講ずること。併せて、地方単独事業を含め、こども・子育て政策の充実に伴い生じる地方の財政負担について適切に措置すること。

2 結婚、出産・子育ての希望をかなえるための若い世代の経済基盤の強化

出生数増への転換に向けた実効性ある対策の一つとして「結婚支援」の重要性を明確に打ち出すとともに、若い世代が結婚や出産、子育てという人生の重要な選択ができる環境を整えるため、持続的・構造的な賃上げや雇用環境の整備を進め、若い世代の所得を底上げする経済基盤の強化を図ること。

また、国において、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた検討を行う方針が示されたが、具体的な制度設計に当たっては、出産を望む当事者や出産を担う医療現場の実情を十分に踏まえること。

3 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービス、経済的支援の拡充と教育の魅力向上・充実

- (1) 誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、ライフステージを通じた妊娠・出産、子育てに係る経済的支援や子ども・子育て世帯を対象とするサービスの更なる拡充を行うとともに、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が活かせるよう、技術的、財政的支援を行うこと。

また、地方自治体の財政力に応じてこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、こどもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化等、国がナショナルスタンダードとして全国一律で行うべき仕組みは、国の責任と財源において必要な措置を講ずることを前提に検討を行い早期に実現すること。加えて、国による実現までの間、先行して自治体が独自で実施する場合、その財政的支援を行うこと。

- (2) 不妊治療費については、令和4年4月から保険の適用が開始されたが、患者の自己負担額が増加する場合が生じ得ることを踏まえ、早期に保険適用前後での自己負担額、患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果を検証すること。

保険適用外の治療を実施した場合の経済的負担軽減策を講ずるとともに、不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。また、先進医療の受診に対する助成制度を設けることや施設基準の緩和等により、医療保険収載の促進を図ること。さらに、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

治療と仕事との両立のため、職場環境面においても、不妊治療のための

休暇制度の導入促進等への理解の醸成をより一層進めること。

- (3) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大され、ニーズが増加している。さらに、令和5年度からはケア対象者を拡大するなど利用しやすくなっている。

産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、乳児の対象月齢に合わせて求められる支援内容や留意すべき事項などのガイドラインへの記載、標準的な委託単価を参考として示すなどの技術的助言や、自治体が独自の取組を行う場合の財政支援を講ずること。

- (4) 次世代を担うこどもたちが健やかに育つことができるよう、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策、保育の受け皿の整備拡大といった量的な確保を確実に行うために必要な予算総額を確保することに加え、人口減少地域においても持続可能な保育の提供が行えるよう、必要な対応を進めること。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることも踏まえ、保育士等の研修体制の充実など乳幼児期の教育・保育の質の向上を着実に進めるとともに、子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

さらに、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。

併せて、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

- (5) 就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体における施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

- (6) こども誰でも通園制度の実施にあたっては、保育人材の不足等、地域の実情に応じて、開始時期や対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応で

きる制度設計とするなど、各自治体や施設が取り組みやすい体制や仕組みを構築するとともに、事業運営に必要な財政措置を講ずること。

- (7) こどもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの施設整備の補助基準額の増額や社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡大、改修及び修繕に対応可能な整備区分の拡充による財政支援のほか、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和など、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講ずること。

また、運営改善努力が反映され、将来の運営体制充実に資する支援方式を検討すること。

- (8) 次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

また、高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

- (9) こどもの貧困対策や居場所づくり、いじめや不登校、ヤングケアラーなど困難な状況にあるこども・若者に対して行う地方の実情に応じた取組へ支援を行うこと。

特に、小学校・中学校における不登校児童生徒が増加する中、不登校支援の充実が図れるよう、校内教育支援センター支援員については、補助年限に上限を設けず、また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう十分な財政措置を講ずること。

- (10) こどもの健やかな成長のため、豊かな体験の機会を確保できるよう、青少年の交流や自然体験活動の広域的な拠点施設である国立青少年教育施設は、国の責務として経営基盤の強化を図り国営で存続すること。

また、一時的な雇止めは、施設で働く従業員の雇用が不安定となり離職を招きかねず、人手の確保が難しくなることで施設の閉館につながりかねないことから、一時休館中も雇用を継続すること。

- (11) 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、児童手当などの金銭給付の拡充はもとより、多額の費用を要する私立学校や塾通いが前提となっているような大学入試制度の見直し、金銭的負担が少ない公教育を充実させる取組を進めること。また、地方における高等教育の機会確保のため、国立大学の授業料について、進学希望者が進学を諦めなければならないような値上げは行わないこと。
- (12) 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されたが、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。
- (13) 学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われており、学校現場では学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っている。しかしながら、学習内容が多いために、児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することが困難であり、結果として、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていないおそれがある。
- 義務教育においては、教員が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教員自身の志気を高めていくことが必要であるが、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（令和6年12月25日付け中央教育審議会への諮問）」では、令和6年11月25日の全国知事会議で文部科学大臣が表明された「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在すること」への課題認識、具体的な方策の検討が含まれていない。
- よって、義務教育段階では基礎学力の育成を最優先とすることを、速やかに諮問内容へ追加すること。
- (14) 帰国・外国人児童生徒等、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の推進にあたっては、教員・支援員等の人材確保や日本語指導体制

の整備、保護者への支援など、多岐にわたる取組が必要である一方、財政的負担が大きく、各自治体においては十分な対応が困難な状況にある。こうした実情を踏まえ、自治体の要望額に見合った十分な財政支援を行うこと。

(15) 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患については、特定の地域での期間限定の実証事業にとどまらず現行の 20 疾患と同様に、全国を対象とした継続的な新生児マススクリーニング検査の国支援の対象とすること。

(16) 新生児聴覚検査について、より多くの医療機関において検査や精密検査が受けられるよう、新生児聴覚検査の機器の買い替えに伴う財政支援を継続するとともに、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。

(17) 1 か月児健康診査及び 5 歳児健康診査については、マニュアル作成等による技術的支援を継続するとともに、市町村が地域の実情に応じた形で実施する場合など広く国庫補助の対象とすること。また、今後の全国展開に向けた制度設計にあたっては、特に 5 歳児健康診査について、発達障害の疑いと診断された児の診療体制、保育・教育部門との連携など、健診後のフォロー体制を含め、地域の実態を踏まえた上で検討を行うこと。

4 多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育て等との両立に向け、令和 6 年通常国会において様々な支援が強化されることとなったが、所定外労働の制限や、テレワーク、短時間勤務といった柔軟な働き方を実現するための措置について、周知徹底を図るとともに対象となる子の年齢を更に拡大すること。また、育児休業の取得促進とその期間中の経済的な安定を図るため、手取りで 10 割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。

加えて、令和 5 年 12 月に決定された「こども未来戦略」に掲げる男性の育児休業取得率 50%（2025 年）、85%（2030 年）の目標達成に向け、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強

化するとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現し、性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づきや社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

さらに、労働・雇用環境の整備を進めるにあたっては、人材面や資金面で課題を抱える中小企業への支援を強化するとともに、男性も家事・育児等を行うことが当たり前と捉えられる社会に向けた理解促進を図ること。

令和7年9月3日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感したところである。

また、長引く物価高等により、深刻な影響を受けている地域経済の回復には、観光振興や物流の効率化をはじめとした経済活動の活性化が必要であり、交通基盤は社会経済活動の土台となることから、より一層の整備促進が求められる。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高規格道路ネットワーク等の早期整備

- (1) 国の骨格を形成する高規格道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高規格道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道・山陰近畿自動車道は、開通済区間が未だ半分程度に留まり、中海・宍道湖8の字ルートを

含め、多くの未事業化区間が残るなど、依然として高規格道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成30年7月豪雨において長期間通行止めとなった山陽自動車道を、中国縦貫自動車道及び山陰道が代替・補完し、広域交通の機能を確保するなどネットワーク効果を発揮したが、山陰道のミッシングリンク区間では、並行する一般道において大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、高規格道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。加えて、令和3年8月に島根県出雲市で地すべりにより国道9号が全面通行止めとなった際には、並行する山陰道の開通済み区間が代替路として機能したところであり、このようなダブルネットワークの構築も重要である。

ついては、国において、高規格道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、一般道とのダブルネットワークを構築するため、山陰道等の事業中区間のより一層の整備促進と、山陰近畿自動車道や下関北九州道路、米子・境港間を含む中海・宍道湖8の字ルート等の未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高規格道路が本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、暫定2車線区間の4車線化等を早期に実施すること。特に、料金徴収期間の延長による財源を活用し、令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において指定されている4車線化の「優先整備区間」とされた山陰自動車道、尾道松江線、広島浜田線などのうち、未事業化区間については、早期に事業化すること。

さらに、現在整備中の付加車線について早期完成を図るとともに、中国横断自動車道岡山米子線など既に4車線化等が事業化されている区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの間、長大橋、トンネル区間においても安全・安心の確保を図るための緊急対策の検討を推進し、有効な対策を早期に講ずること。

- (2) 主要な国道・地方道は、高規格道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化と交流人口の拡大、渋滞緩和による交通の円滑化、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス向上

に資するほか、大規模災害時に緊急輸送道路や迂回路の役割も担う重要な社会資本であり、一層の整備促進を図ること。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速移動手段の整備が遅れている地域にとって、高速道路は都市間のネットワークを構成する重要な社会基盤であり、その利活用の促進が地域経済に与える影響は極めて大きい。

このため、地域活性化や国際競争力強化の観点から、円滑な物流の確保と交流人口拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や料金割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

3 道路整備予算の確保

近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進むインフラの老朽化等に対応すべく、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消や予防保全による老朽化対策等に取り組むとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応していくため、防災・減災、国土強靱化対策の加速化・深化を図る必要がある。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も切れ目なく、中長期的かつ明確な見通しの下、能登半島地震や八潮市の事故、豪雪災害等も踏まえた安全・安心の確保のための対策を継続的・安定的に推進できるよう、令和7年6月に策定された第1次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するために必要な予算・財源を、資材価格・人件費の高騰等の状況を踏まえた上で、通常道路予算とは別枠で満額確保すること。

また、人口減少の抑制や中山間地域の生活維持などの課題解決を図る必要があることから、道路の整備・管理に長期安定的に取り組むために必要な道路予算の総額を確保し、整備や老朽化対策などが遅れている地方に重点

配分すること。

特に、東京一極集中の是正による多核連携型の国づくりや安定した物流確保に対応し、日常生活を支えるインフラとして必要不可欠な高規格道路ネットワーク等について、新たな財源の創設などにより早期整備を図ること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などもにらみ、山陰における新幹線も含む高速鉄道網の整備に向け、調査のための予算措置など具体的な取組を推進するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

また、地方鉄道の活性化のため、高速化・快適化に向けた国の財政支援制度の拡充を行うこと。

5 生活交通の維持・確保

- (1) 近年、人口減少等に伴いバス、タクシー等の事業縮小、撤退が顕著となってきたことから、地域の実情・ニーズに応じた移動手段の確保や住民主体の共助交通など、地域の生活交通を維持する取組に対して財政支援を行うこと。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスのみではなく、タクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援を行うこと。

併せて、令和3年5月に策定された「第2次交通政策基本計画」に示すとおり、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方の検討に早急に着手すること。

- (2) 確保が困難となっているドライバーの確保に向け、事業者団体等と連携して、処遇改善や二種免許の取得支援、若者等への魅力発信などに積極的に取り組むこと。また、住民がその自家用車により地域の輸送を担うなど、コミュニティの絆を活かした自家用有償旅客運送等へ必要な支援を行う

こと。

併せて、バスやタクシーなどへの適用が期待される自動運転技術をはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装に向けて、特に中山間地域等において優先的に進むよう、国による幅広い支援を積極的に行うこと。

- (3) 鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、ＪＲ各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう、国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。

特に、第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や安全輸送設備等の整備、利便性向上に資するキャッシュレス決済の導入促進等に向け、支援制度の充実・強化を図るとともに、十分な予算の確保を行うこと。

市街地と中山間地域等を結ぶネットワークとして地域住民の貴重な移動手段となっているＪＲローカル線についても、国鉄改革時の経緯を踏まえ、適切に維持できるよう、ＪＲ会社法の大指針に基づき、ＪＲ各社を指導すること。

併せて、鉄道ネットワークの維持が国土発展や産業振興の礎であることから、税財源の確保を含め、国としてその維持に積極的に関与し、鉄道ネットワークの方向性をはじめ、ＪＲの内部補助の考え方を含めたネットワーク維持に係る法的枠組などを、国の責任において明確化するとともに、ＪＲの全路線の収支が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとすること。

また、鉄道ネットワークの維持・存続に向けて、地域が一体となって行う利活用促進に向けた取組への支援を行うこと。

- (4) 災害により、ＪＲローカル線の線路や橋梁等の施設が被災した場合には、鉄道事業者が速やかに復旧を行い、これを直ちに路線の存廃の議論に結びつけることがないよう西日本旅客鉄道株式会社を指導するとともに、路線が維持できるよう、積極的に支援を行うこと。

- (5) 令和５年１０月１日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき再構築協議会を設置するに当たっては、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず国が中立的な立場で責任を持って関与するとともに、その設置や運営にあたっては、地域の実情に十分に配慮する

こと。

さらに、鉄道事業者の届出のみにより事業廃止や運行計画の変更ができる現行の鉄道事業法制度について検証し、鉄道事業の廃止や運行計画の変更手続きが沿線地域の意向を尊重したものとなるよう、手続きの見直しを行うこと。

再構築協議会等（地方公共団体が組織する法定協議会を含む。）で合意された取組を実現する手段等について、その持続可能性が最も高いものとなるよう、同法の基本方針にＪＲ各社の十分な協力について具体例として明記された、「グループ会社による運行」、「地元企業への運行委託」、「代替交通への共同出資」について、よりＪＲ各社の責任を明確化するため、国からＪＲ各社を指導するとともに、これができない場合にも、地方への負担転嫁とならないような制度設計について早期に方向性を示し、財源確保についても配慮すること。

6 地方空港への航空路線網の維持・拡充

（１）人口減少や少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域活動の維持・発展に不可欠であり、航空需要の更なる回復に向けた、地方空港の航空路線網の維持・拡充のための取組に対し、支援を行うこと。特に、首都圏をはじめとする大都市圏と地方とを結ぶ航空路線網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。

（２）今後、期待される海外のインバウンド需要を取り込めるよう、地方空港の国際線の復活に向けた支援を行うとともに、国の責任において税関、出入国管理、検疫体制の整備・充実を図ること。

また、訪日誘客支援空港の制度の対象に認定された地方空港において、国際線の順次再開を図るために、訪日誘客支援空港に対する国際航空便の着陸料やグランドハンドリング経費等への支援を復活すること。

加えて、訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方空港への乗り継ぎを含めた航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

7 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。
ついては、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。
- (4) クルーズ船の寄港は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらすことから、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠である。
ついては、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。
- (5) 我が国の輸出入の99%以上を取り扱う物流拠点であり、かつ様々な企業が立地する産業拠点である港湾において、水素・アンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入、貯蔵・利活用等、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化及び臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成する必要が

ある。

については、各港湾管理者が「港湾脱炭素化推進計画」を策定する際の支援、協力を行うとともに、施設整備への支援の充実に努めること。

8 污水处理施設の整備促進

地域住民の生活に必要な污水处理施設の整備には巨額の費用が必要となることから、自治体の財政状況等によっては未普及地域の整備が十分に進んでいない場合があり、自治体によって整備状況に格差が存在する。

一方、既に整備されている污水处理施設についても、その多くが供用開始から数十年が経過して老朽化が進んでいるため、計画的に施設更新を行っていく必要がある。

については、国が概成の目途に掲げている令和8年度以降も引き続き未普及地域における整備促進や、老朽化した施設の改築・更新を着実に実施するため、污水处理事業者に対する安定的かつ継続的な財政支援をすること。

9 電気料金等への対策

- (1) 卸電力市場の価格高騰などに起因する電気料金の変動による、中小企業の経営への影響を最小限に抑えられるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、国として責任を持って機動的かつ全国統一的に対応していくこと。
- (2) 燃料費価格の高騰に対応するため、発電燃料の安定的な確保・供給についても国として十全な対策を講ずること。
- (3) 電力の供給力に十分な余裕が持てるよう、電力システム全体の中で安定供給や調整力が十分に確保されていくよう施策を講ずること。

10 ヒアリ等の対策の推進

- (1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ等の侵入の防止に向け、国は関係省庁の連携により、水際での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための定期的なモニタリング調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。
- (2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う仕組みを整備すること。
- (3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。
- (4) 令和4年5月に成立した法改正により、都道府県や市町村等の役割が規定されたため、地方公共団体で必要となる費用について、国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組ができるよう、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。
- (5) 都道府県が行う防除の取組について、専門的な知見による助言や現地対応への同行など、技術的な支援を実施すること。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

中山間地域等の生活環境の維持・確保について

人口減少は我が国最大の課題である。人口戦略会議は2100年の目標として8,000万人で人口が定常化することを提言しているが、集落の機能低下に歯止めがかからないことから、特に、人口減少、少子高齢化が進む中山間地域等の条件不利地域で暮らし続けていくための対策を考えることが急務である。

中山間地域等においては、長距離の移動や自家用車等の運転が困難な高齢者世帯が増加している他、店舗等の廃業・撤退などにより、食料品等を始めた日常の買物が不便または困難な状況に直面している。買物は地域住民の「生きがい」や、買物環境を通じた「見守り」など、地域における重要な生活基盤であり、その維持・確保が深刻な問題となっている。加えて、地域における諸活動を担う人材不足により、地域の伝統行事や伝統文化の維持・継承、草刈りや除雪、鳥獣害対応などの集落環境の維持管理が困難となっており、地域コミュニティ自体の存続も危ぶまれている。

また、もとより地方の交通は自家用車に依存し、公共交通が脆弱であり、採算性や人材確保の課題から、安価で利便性の高い公共交通サービスの提供が困難となっており、その利便性の低さが中山間地域等の生活環境を更に悪化させる悪循環をもたらしている。

さらに、地方は医師の実数が少なく、また、都市部に比べて医師の高齢化が進んでいるほか、地域偏在・診療科偏在も顕著で、慢性的な医師不足の状況にあり、特に中山間地域等の医療機関においては、診療体制の縮小や後継者不足による診療所の閉鎖等が相次ぐなど、医師の働き方改革に係る規制の影響も懸念される中で、医師をはじめとする医療人材の安定的な確保が喫緊の課題となっている。

については、中山間地域等の生活環境を維持・確保し、安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、次の事項について要望する。

1 買物環境の維持・確保

買物環境の維持・確保に向けた取組支援にあたっては、生活基盤の中核となる店舗・施設の整備や移動販売、店舗運営、担い手育成など各地域の実情に応じて行う取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に支援するとともに、将来に渡って持続的に継続できるよう、新たな取組だけでなく、既に実施されている取組も支援対象に追加すること。

2 交通体系の維持・確保

(1) 安心な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、燃料費等の高騰により、中山間地域等のバス、鉄道や離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、社会情勢に対応できるような新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を行うこと。

(2) とりわけ、利用者の減少により厳しい経営状況に置かれる離島航路については、原油価格高騰に加えて SOx 規制強化の影響を受けることから、航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

さらに、令和4年11月に公布された「離島振興法の一部を改正する法律」に、離島航路で使用する船舶建造に対する特別配慮規定が盛り込まれたところであり、国において財政措置を強化すること。

3 医療提供体制の維持・確保

(1) 中山間地域等の医療提供体制を確保するため、地域医療の実態を十分に把握した上で、恒久定員の増員を含め一定水準の地方の大学医学部定員を担保すること。また、地域に必要な医師が確保されるまで医学部臨時定員を延長するとともに、国が機械的に算出した医師偏在指標による評価によらず、地域の実態を踏まえた配分を行うこと。

(2) 中山間地域等の医療機関においては、義務年限を終了した地域枠医師の定着対策や、複数の病院での医師の共同雇用が検討されており、地方の医師確保が推進されるよう、地域の実情に応じた包括的な支援を行うこと。

また、各専門診療科医の確保が困難な状況の中、中山間地域等の医療機関の期待が大きい総合診療医の育成・確保に向けて、国において、明確なキャリアパスやロールモデルを提示するとともに、地域住民等に対し、「総合診療科」に関する正しい知識の普及を図ること。

(3) 中山間地域等において、医師の高齢化や人口減少を背景とした診療体制の縮小や診療所の閉鎖等により、医療提供体制の維持が困難となっている

現状を踏まえ、限られた医療資源を活用して様々な医療課題に対応できるよう、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の基盤強化及び導入支援に積極的に取り組むこと。

- (4) 今後更なる需要の増大が見込まれる在宅医療の充実に向け、訪問看護師の確保・定着対策を強化すること。

4 地域コミュニティの維持・活性化

- (1) 中山間地域等に暮らす人々が地域の伝統文化や伝統行事、自然、食など豊かな地域資源等を守り、活用しながら、誇りを持って安心して暮らし続けることができるよう、今後更に地域コミュニティの維持・活性化を図っていく必要がある中、その最大の課題の一つともいえる地域の担い手不足に対応するため、地域人材の掘り起こしや育成、外部人材の活用等に係る支援を一層充実させること。
- (2) 農山漁村ならではの地域資源の活用により、都市と農山漁村の交流を促進し、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層加速させるとともに、移住・定住促進はもとより、地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大への支援を更に拡充させること。
- (3) 食料の安定供給や適切な多面的機能の発揮の観点から、地域農業の持続的な発展は重要であり、新たな食料・農業・農村基本法に基づく施策の立案・実施に当たっては、生産性向上に向けた基盤整備や経営力の高い担い手の育成など、将来にわたって、地域において持続的な農業生産が行えるよう更に支援を拡充すること。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事 平 井 伸 治
島根県知事 丸 山 達 也

岡山県知事	伊原木	隆	太
広島県知事	湯崎	英	彦
山口県知事	村岡	嗣	政

デジタルを活用した地方創生の実現に向けた取組について

近年のデジタル技術の進展・浸透により、人の物理的な移動がなくとも、大企業の仕組みや都市部のプロ人材のノウハウが地方の企業においても直接導入可能になるなど、デジタルは「都市と地方」・「大企業と中小企業」の差の縮小をもたらしている。

また、あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、農業・小売業・製造業など既存の産業での新たな価値の創出、デジタル技術を活用した大学発のスタートアップを数多く生み出しつつもある。

こうしたデジタル化の推進が、これまでとは異なる新しい選択肢を示し、地方やデジタルネイティブな若者のチャンスを拡大しており、地方が持つ様々な資源にデジタルを掛け合わせることで、あらゆる業種や職種を挑戦の場として変革させることができる。

政府は、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設するとともに、令和7年6月に閣議決定された「地方創生 2.0 基本構想」に基づき、AI・デジタルなどの新技術を活用し、地方経済と生活環境の創生を実現することとしている。

高いQOLを含め地域が持つ様々な資源を生かした地方の挑戦と、国が先導して行う全国的な政策等がうまく組み合わさることが次代の日本を創生する力強い成長につながる。地方の自ら率先した取組の後押しとなるよう、次の項目を求める。

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適にするとともに新たな価値を生み出し、県民の生活を豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等については、地方のデジタル人材を育成・蓄積する観点からも、試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援することが必要である。そのため、他地域で確立されたモデル・サービスの横展開を行う取組やデータ連携基盤の活用を前提とした取組だけでなく、地方が地域の実情を踏まえた自由な発想のもとに取り組むものにも機動力を発揮できるよう、柔軟で弾力的な運用

を図ること。また、交付金総額の拡充に加え、恒久化するなど、地方自治体の取組に対して財政面で継続的に支援すること。

- 地方の経済を支える中小企業等におけるデジタル技術を活用した生産性の向上や新たなサービスの創出などが図られるよう、ITツールの導入促進など更なるデジタル投資の促進に向けた財政的な支援の継続・拡充を行うこと。
 - 中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
 - デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビジネスの創出が推進されるよう、「データ利活用制度のあり方に関する基本方針」に基づき、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。
 - デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、都市部に偏在するデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、地方において専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
 - EdTechコンテンツやSTEAM学習などの幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。
 - IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、個人情報への漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、「能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法の枠組みに基づき、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講ずるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。
- 併せて、医療機関など、サイバー攻撃によるインシデントの発生が、地域住民に重大な影響を与えることとなる施設に対し、十分なセキュリティ対策が講じられるよう、国において必要な支援を行うこと。
- 国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価制度やガイドライン等を整備してい

る。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進するため、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策や財政的支援を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

- ・地方における自動運転の社会実装・事業化が早期に実現できるよう、国において、自動運転に係る計画の着実な推進を図るとともに、社会受容性の向上や、社会ルール面での環境整備、財政面をはじめとした支援の充実など、スピード感を持って取り組むこと。

2 スタートアップ・エコシステムの確立に向けた環境整備

- ・あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、既存の産業での新たな価値の創出、大学発のスタートアップなど、スタートアップ・エコシステムの形成に向けて、若者の挑戦を引き出し、後押しするためには、正しいロールモデルとメンターが必要であるが、これらの人材は全国あるいは世界に偏在しており、全ての地方公共団体が直接コンタクトをとることは容易ではないため、全国規模で人材をプールする仕組みを構築すること。
- ・また、起業の先進組織等のリソース（人材や仕組みなど）を地方が活用するには、専門的な知見を有する人材の確保や多額の費用を要することから、地方のスタートアップと経営人材とをマッチングする仕組みを、国において導入し、地方に不足している経営人材を供給するなど、継続的な支援の拡充・強化を図ること。
- ・起業等に挑戦した人が、失敗しても再度挑戦できるよう、真のリスクマネーの供給支援やリスクマネー提供者の育成、経営者の個人保証への規制、失敗を受け入れる風土の醸成など環境整備を図ること。
- ・スタートアップの先進的なビジネスモデルの社会実装に向け、地方公共団体と軌を一にして、大胆に規制緩和等に取り組むこと。
- ・地方でのスタートアップ等からの公共調達促進に向けて、公募型プロポーザル方式の適切な活用等が容易に行えるよう、ガイドラインを積極的に周知するとともに、都道府県の共同調達による横展開の推進や、スタートアップ等の事業者の監査負担の軽減を図ることにより、公共事業を積極的にスタートアップ等に発注できる環境を整備すること。
- ・ベンチャー企業等への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担

うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、物的・人的の両面から地方でスタートアップを成長させる実効性のある仕組みへと改善すること。

- ・令和5年度に設立されたJ-Startup WESTは、今後の中四国地方において、地域のスタートアップ・エコシステムの強化を目指すものであり、こうしたスタートアップ育成に向けた地方コミュニティへの支援を拡充すること。

3 成長分野への円滑な労働移動の促進

少子化による生産年齢人口の減少と、全ての分野でデジタル化が進む中、企業内での移動を含め成長分野に人の移動を進めることが重要となる。

- ・円滑な労働移動の実現に向けて、産業界において広くリスクリングを実施することが見込まれる。これらの実施・運用には知見と多額の費用を要するため、継続的な支援の充実・強化を図ること。
- ・企業間・産業間の労働移動を促進するには、労働者が身に付けたスキルが、統一的かつ適正に評価される必要があるため、地域や分野横断的な評価基準を策定すること。
- ・副業・兼業により都市部の大企業やグローバル企業の人材が地方で活躍する機会を創出するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理、各種保険の充実等の制度整備にも努めること。
- ・労働市場の流動性を高めるには、個人の多様な生き方に対応できる税・社会保障制度やセーフティネットの構築が求められるため、例えば、転職等働き方の選択に不利にならない退職金税制や、年収の壁等の就労意欲に影響を及ぼす税制・社会保険制度等の見直し、失業や所得減に直面する人を保護する使いやすい就労支援の仕組みなどを、国主導により構築すること。
- ・個人の多様な生き方に対応し、あらゆるライフステージの人が活躍できるよう、新卒一括採用、年功序列などを前提としない雇用システムのあり方について、経済界とも連携して、国主導により検討を進めること。

4 A Iをはじめとするデジタル技術の急速な進歩・普及を踏まえた対応

(1) A I の利活用促進等

昨今、A I 技術の急速な進歩と普及が進んでおり、特に生成A I については、新しい価値の創出などが期待されている一方で、読み込ませるデータの取扱いや機密情報の保護、生成されるデータの正確性、知的財産権の侵害などの課題が指摘されている。

今後、A I 技術は行政に限らず様々な分野で活用が広がる可能性が高いことから、国において、住民自治に基づく意思決定をはじめとする民主主義・地方自治との整合性を念頭に信頼できるA I 環境の実現に向け、A I を活用する者がA I のリスクを正しく認識し、必要となる対策を検討・実践できるよう「A I 事業者ガイドライン」の継続的な見直しに取り組むこと。

また、行政分野においては、国と地方全体での行政事務の効率化等を図ることを目的に、行政機関や行政サービスにおけるA I の活用事例の共有やA I を安心・安全に活用できる環境整備等を進め、利活用を促進するとともに、地方での取組を支援する専門人材の育成・確保と財政支援を更に充実させること。

(2) SNS・A I 等のデジタル技術を使った犯罪による青少年の被害防止

昨今、全国的に、SNSによる犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」の募集広告）を通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成A I 等を利用した実在する児童の性的画像の作成・流布などの事案が頻発し、青少年の被害も報じられている。

青少年がこれらの犯罪に巻き込まれたり被害に遭うことを未然に防ぎ、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。

(3) SNS等による偽・誤情報の流通・拡散の防止

全国的にSNS等のインターネット上において、誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発するとともに、違法・有害情報、偽・誤情報の発信と安易かつ急速な拡散、これらによる犯罪・事件の発生、選挙における有権者の行動への影響、災害時における救助活動等の妨げとなる事象の発生などが大きな社会問題となっている。

インターネット上におけるこうした情報の拡散は、物事の正確な理解や適切な判断を困難にし、ひいては社会の分断にもつながりかねないことか

ら、その対策として不適切な情報及び悪質な発信者への迅速かつ適正な対応をSNS事業者に求めていくとともに、ファクトチェックの充実や、犯罪行為への法的な対処を行うこと。また、ネットモニタリング体制の構築などにより、誹謗中傷等による人権侵害を防止するとともに、迅速に被害者の人権救済を図るため、実効性のある人権救済制度の確立、強化に努めること。

5 デジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談ができるような体制整備や地方自治体が行う学習支援への財政措置の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

高齢者等が、身近な場所でデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進するため、引き続き、デジタル活用支援推進事業に取り組むこととともに、デジタル推進委員による取組については、講習講師等含め、地方で活躍できる仕組みを構築するなど、今後もより多くの地域で効果的なものになるよう配慮した上で、デジタル活用の促進を図ること。

併せて、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細かなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

6 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方においては、光ファイバや5G等の情報通信基盤の整備が今後更に進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

また、令和7年度に創設された「デジタル活用推進事業債」については、地方団体の標準準拠システムへの移行と併せた行政運営の効率化や地域課題解決を推進する上で重要な財源となっていることから、地方の取組状況等を踏まえて拡充を検討すること。

7 デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、今後の児童・生徒1人1台端末の更新に当たっては、引き続き必要な補助を行うこと。

また、令和2年度に予算措置された低所得世帯等の生徒のみを対象とした高等学校等の生徒1人1台端末の整備に関する補助について、今後は全ての生徒を対象として継続的に行うこと。

地方自治体での専門的な知識・経験を有する人材を確保するため、デジタル人材育成に向けた取組に対して、技術的・財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

さらに、都道府県と市町村が連携した人材プール機能の構築に対する支援については、既に様々な形で仕組みを構築している現状を踏まえた、柔軟で弾力的な財政支援を行うとともに、地方のデジタル人材の確保・育成の取組との相乗効果を高められるよう、支援の継続と対象の拡大を図ること。

8 ハード・ソフトのデジタル基盤の整備

(1) デジタルインフラの整備

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するために、次の項目について強く要望する。

- ・すべての住民が超高速インターネットにアクセスできる環境（光ファイバ網）整備が必要であるが、過疎地域の市町村においては、利用者が見込めないことから整備に未着手の地域も残されており、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充について取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」による財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、先んじて光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の

更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞らないよう、財政支援制度の創設・拡充を図ること。また、光ファイバ網の民間移行を希望する自治体が、民間移行に必要となる公設設備の性能高度化に係る費用負担が大きいことを理由に断念することのないよう、恒常的な財政支援制度を創設すること。

- ・携帯電話（4G）の不感地区は、事故発生時の緊急対応など命に関わる問題である。非居住エリアも含め、あまねく日本全国で利用できる通信環境の整備（住居内や生活道路を含めた住民生活目線の不感地区解消）を携帯電話事業者の協力のもと国の責任で進めること。
また、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、「2023年度末までに全居住エリアをカバーし、全ての国民が4Gを利用可能な状態を実現にする。」とされているが、2026年度以降も利用者の意見を聴くなど不感地区の実態把握に努め、必要な対策を講ずること。
- ・5Gの基地局整備については、2030年度に人口カバー率を99%に引き上げるとの計画が示され、2023年度末時点での人口カバー率が98.1%となっているものの、都市部に比べ地方部の整備が遅れている。人口カバー率のみでは捕捉できない地域のニーズも踏まえ、地域ごとの整備率の目標を明示した上で、地方部においても、都市部に遅れることなく、国主導で整備を進めること。
- ・地上デジタル放送の共聴施設等の補修・更新に係る負担も大きいことから、必要な財政的支援を行うこと。
- ・公設で光ファイバ等の有線ブロードバンドを整備した施設への支援として、運営や機能向上のための設備投資等に対して、有線ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。また、携帯電話等の無線ブロードバンドサービスについては、維持管理費について有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行うこと。
- ・日本海側の海底ケーブルのミッシングリンクを解消するとともに、東京圏・大阪圏に集中するデータセンターや房総半島及び志摩半島並びにその周辺に集中する海底ケーブル陸揚げ局の中国地方を含めた地方分散等を進めること。

（２）マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、その信頼

性の確保は極めて重要である。

国が定めるマイナンバー事務に係る業務システムについては、国が住民基本台帳システムとの自動連携機能を有するシステムを、共通 SaaS としてガバメントクラウド上に構築し地方自治体に提供するなど、マイナンバー情報の紐付け誤りが発生し得ない環境整備に向け、地方自治体の意見を聞きながら検討を進めること。

また、マイナンバー制度の推進に向けて、マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

さらに、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けた取組を引き続き行うこと。なお、従来の健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行や、運転免許証との一体化が行われたところであるが、引き続きその仕組みについて国民に対して十分に理解と納得を得るとともに、今後、多くの方の電子証明書が失効することから、更新手続の周知等、必要な対応を行うこと。

併せて、カードの国民全体への普及を引き続き責任を持って強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、公金受取口座登録制度の利用登録を促すなど、行政サービスをデジタルで完結させるための基盤を確立すること。

(3) オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

現在、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」の整備が進んでおり、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・都道府県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

併せて、地方自治体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、自治体標準オープンデータセットを充実させ、これまで以上に幅広く、ニーズの高いデータを推奨対象とするなど、オープンデータの取組を更に後押しすること。

（４）情報システムの統一・標準化の推進

地方公共団体情報システム標準化基本方針では、基幹業務システムを利用する地方自治体が、令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標に、国は必要な支援を積極的に行うとされている。全ての地方自治体が、期限（特定移行支援システムについては別途設定される所要の移行完了の期限）までにシステム移行を円滑かつ確実に実現できるよう、国において的確な情報提供を行うとともに、地方自治体の状況に応じたきめ細かなフォローアップに努めること。

特に、システムの移行にあたっては、地方自治体の責任によらない追加経費も生じていることから、令和６年度補正予算によるデジタル基盤改革支援基金の積立てに要する経費の追加にとどまらず、地方自治体に財政負担が生じないよう、財政的支援を確実に行うこと。また、国においては、地方の実情の十分な把握に努め、移行後の経過措置や特定移行支援システムの認定等を踏まえ、令和８年度以降の移行に伴う経費についても、地方自治体の状況に応じた柔軟かつ確実な財政支援を行うこと。

標準化対象事務に関する地方自治体のシステム運用経費等については、情報システムの運用経費を平成３０年度比で少なくとも３割削減することを目指すとしているが、令和７年４月にデジタル庁及び総務省が実施した「令和５年度決算及び令和７年度当初予算における標準化対象事務に係る情報システム経費に関する調査」では、多くの団体においてガバメントクラウド利用により運用経費が増加している。このため、期限内に先行して移行した団体が不利益を被らないことを前提とし、地方自治体の負担が大きくならないよう、ガバメントクラウドの利用に係る関連費用やソフトウェア借料の増加等に対する財政的支援を確実に行うほか、ガバメントクラウドの利用料の支払方法についても、地方に新たな負担が生じないよう、地方の実情を踏まえたものとする。また、いわゆる「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」を着実にを行うとともに、地方自治体・事業者に対しても対策の実施に必要な支援を行うこと。さらに、運用経費を平成３０年度比

で3割削減する目標達成に向けた道筋を明確化すること。

加えて、L G W A Nについては、第五次L G W A Nへの移行が進む中、多くの団体がガバメントクラウドへの接続手段としており、地方自治体の運営においてますます重要なインフラとなっている。このため、安定的かつ安全なネットワークの運用に努めるとともに、運用等に係る費用については、今後、地方自治体に追加的財政負担が生じないように、運営主体である地方公共団体情報システム機構（J - L I S）とも十分な協議・調整の上、適切に対応すること。

（５）国費会計事務手続の統一化・簡素化及び事務負担の軽減

会計法に基づく法定受託事務として行っている国費会計事務で使用するADAMSⅡ（会計システム）について、示達から支出までを管理する機能を搭載するなど、事務の効率化に向けたシステムの改修・整備を行うこと。

併せて、省庁ごとに会計事務手続が異なることにより、どの省庁でも生じる繰越や決算事務においても省庁ごとに個別対応が生じ、事務処理に時間を要していることや、示達公文書の到達が支払期限の直前に集中していることから、国費会計事務手続の統一化・簡素化及び事務負担の軽減を進めること。

9 アナログ前提の規制の見直し

地域社会や住民がデジタル化で得られる利便性向上や生産性向上のメリットを最大限享受するためには、アナログ前提の規制制度について抜本的・多角的な見直しが必要である。国においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視・実地監査規制や定期検査・点検規制、書面・対面規制など7項目等について、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の公布や、それぞれ対象となる法令、告示、通知・通達等の見直しなどの具体的な取組を進め、アナログ前提の規制の見直しは、概ね完了している。

今後、住民生活と密接に関係する行政サービスを担う地方自治体においても、見直しを円滑に実施できるよう、国における見直し作業の積極的な情報提供、特に法定受託事務における具体的な見直し手法やその実現のために利用可能な技術の提示などを行うとともに、「モデル自治体」の取組を踏

まえた情報提供を継続的に行うこと。

また、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修や監査・検査に必要な設備等に対して、財政支援を行うこと。

併せて、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

10 統計調査手法の抜本的見直し

統計法に定められた国の基幹統計調査の多くは、国や都道府県から任命された統計調査員（以下「調査員」という。）が調査対象に対して戸別訪問により対面で調査を行っている。しかしながら、近年、世帯に対する調査ではオートロックマンションや単身・共働き世帯の増加、個人情報保護意識の高まり等により調査に協力いただけない世帯等が増加しており、調査員の精神的負担が増加するだけでなく、協力世帯等の偏りにより、様々な政策の基礎となっている公的統計の精度低下も懸念されるところである。

また、調査への協力が得られない世帯への対応による精神的負担や調査員報酬の低さに加え、多数の調査員を必要とする国勢調査では、地域社会の高齢化によりそもそも調査員の担い手となる者が減少していることや、調査員確保に大きな役割を果たしてきた自治会の組織率の低下等などから、調査員確保は一層困難となっている。

さらに、現行の調査員主体の調査方式では、紙ベースのアナログな作業が多く、調査員や地方公共団体の事務処理の負担が大きい上に、調査関係書類の誤配布や紛失など個人情報漏洩の危険性も高くなっている。

加えて、最近の国勢調査では、調査依頼・配布は調査員主体で行うものの、回答はオンラインや郵送によるものが大部分を占め、調査員が直接回収するケースは少なくなっており、調査員調査の有効性が不明確な状況が生じている。

こうした現状を踏まえ、現行の調査員調査は将来的に立ち行かなくなる恐れがあることから、調査員調査に極力依存しない形で調査結果の精度を確保し、同時に調査員や地方公共団体の事務負担軽減、調査関係書類の誤配布・紛失等の個人情報漏洩の防止が図れるよう、マイナンバー、マイナポー

タルなどのデジタル技術及び住民基本台帳等の行政資料を広範に活用し、調査の依頼から回答まで完全オンライン化するなど、現行の統計調査手法の抜本的な見直しを行うこと。その際、高齢の調査対象者などがオンライン化へ円滑に対応できるよう、必要な支援と普及啓発を行うこと。

同時に、国民の協力が十分に得られるよう、統計調査の意義・重要性について、総理大臣が直接協力を呼び掛けるなど広報を強化すること。

なお、見直しに当たっては、国において市町村における調査員確保が困難となっている実態を直接調査するほか、調査員調査の有効性のエビデンスや調査員削減の数値目標の明示等も含め、国及び地方公共団体で構成するワーキンググループを設置して検討すること。

令和7年9月3日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事 平 井 伸 治

島根県知事 丸 山 達 也

岡山県知事 伊原木 隆 太

広島県知事 湯 崎 英 彦

山口県知事 村 岡 嗣 政

米国による関税措置への対策強化及び物価高を上回る持続的な賃上げの実現について

地方においては、これまでも地域の生活・経済を守るべく、国が打ち出す対策を補いつつ、地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施してきたが、物価高の長期化は依然として国民生活や事業者の経営に多大な影響を及ぼしている。

このような中、最低賃金の引上げを含めた持続的な賃上げは、国民生活の安定を図るために重要である。

特に、我が国における雇用の7割を占める中小企業等は、物価高に負けない賃上げを実現するための原資が十分確保されているとは言えない状況にあり、強力な支援策を早急に講ずるべきである。

また、トランプ政権下での米国による関税措置は、賃上げ等を通じたデフレからの脱却を目指す日本経済に多大な影響を与えることが懸念される。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国と地方が効果的な対策を切れ目なく講ずることができるよう、次の事項について強く要請する。

1 米国による関税措置に関する対策の強化

自由貿易体制の維持に向け、米国に対し、日米関税合意に基づく自動車関税の早期の引下げなど合意事項の着実な実施を求めるとともに、従来の関税率から上がる影響を踏まえ、関税措置の見直しも含めた対話の継続を強く求めること。

併せて、米国の関税措置による地方の産業・雇用に与える影響が最小限となるよう、補正予算や予備費の活用により十分な予算を確保し、万全の対策を実施すること。また、地方が独自に行う対策に対する財政支援等を講ずること。

とりわけ、自動車関連事業者をはじめ、関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対する資金繰りの支援、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化の促進、生産性向上の支援等の対策を講ずること。

特に、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないように、監視を強化・徹底する

こと。

併せて、雇用調整助成金等の助成金について、雇用情勢に応じた適用要件の緩和のほか、助成率の引上げ等の必要な措置を柔軟に実施すること。

さらに、地方において、米国による関税措置の影響を受ける企業等に対して機動的に支援を行えるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額及び対象事業の拡充を行うとともに、関税措置の影響が大きい団体に対して重点的に配分を行うこと。

また、農林水産物の輸出に力を入れている産地の成長を妨げることがないように、輸出先の多角化など必要な対策を講ずるとともに、米国からのコメの調達拡大にあたっては、日米関税合意に基づき既存のミニマムアクセス制度の枠内で行い、引き続き、農林水産業等に及ぼす影響を十分に勘案した上、これまでの輸入のルールを堅持し、農林水産物に対する万全な国境措置の確保等、国内生産への悪影響を防ぐ対策を講ずること。併せて、国内農林水産業の生産性・収益性を向上させる取組を支援し、意欲ある生産者の所得が確保され、生産が持続される環境整備を行うこと。

2 中小企業等の持続的な賃上げの実現に向けた支援

地方経済の成長が日本経済の成長を支えていくものであり、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行に向け、大胆かつ強力な総合経済対策を早急に実行すること。

地方の中小企業・小規模事業者は、物価高や人件費の上昇などにより、コスト負担の面において経営が圧迫されている中で、人材確保の面からなお一層の賃上げを迫られている状況となっている。そのため、適正な価格転嫁をはじめ、大企業との共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化し、違反のあった場合には厳正に対処するとともに、賃上げ促進税制の強化や国内投資の促進などの持続的な賃上げ、所得の向上につながる環境整備を一層推進するなど、政策を総動員し、すそ野の広い賃上げを実現すること。

また、「物流の2024年問題」（トラックドライバーの時間外労働の上限規制）について、法令遵守の徹底を図るとともに、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定を支援すること。

3 事業再構築、生産性の向上等に取り組む事業者への支援

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は大きく変動しており、多くの業種において、従来の経済社会を前提にしたビジネスモデルでは、事業の持続的な発展は難しい状況となっている。

新事業・新分野の展開や事業・業種・業態転換等の事業再構築に積極的に取り組む事業者を増加させるため、経営環境の変化に応じた経営戦略の見直しに対する支援機関等の支援を充実させるとともに、中小企業等事業再構築促進事業等による事業者に対する費用負担の支援を継続すること。

また、生産性の向上に取り組む事業者への支援等、持続的な賃上げや人材確保に向けた環境整備の一層の推進を図ること。

4 労働生産性の向上等を図る働き方への支援

持続的な賃上げ実現のための労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、リスクリングなどへの支援の充実を図るとともに、勤務間インターバル制度の導入等による長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を促進すること。

さらに、非正規雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止の徹底を図ること。

5 電気・ガス価格等への対応

経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中であって、燃料油価格や電力・都市ガス・L P ガス料金の負担軽減策については、今後とも国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、国として責任を持って機動的かつ全国統一的に実施すること。

なお、国において電気（低圧・高圧）・都市ガス料金に限定して負担軽減策を実施する場合は、地方において実施する、特別高圧契約で受電する中小企業等やL P ガスを使用する世帯に対する支援策を国の対策と歩調を合わせて実施できるよう、地方の議会日程も考慮し、迅速かつ適切に重点支援地方交付金等の財源を措置すること。

併せて、負担軽減策だけでなく、将来にわたり効果が持続するよう、エネルギー転換の取組等に対する一層の支援を行うこと。

6 事業者への資金繰り支援の継続・強化

物価高等の影響により不安定な資金繰りや収益の低迷が続いている事業者も多いことから、新規融資や条件変更、借換等に金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も要請を継続すること。

また、条件変更等に伴う追加保証料の補助など事業者の返済負担の一層の軽減策の検討や、物価高への対策など都道府県が独自に行う資金繰り支援により生じる負担への支援を行うこと。

7 配合飼料価格高騰対策の実施

配合飼料価格の高止まりにより、現在、配合飼料価格安定制度の補てん金の交付がない状況で、畜産経営は厳しい状況が続いていることから、畜産農家の負担を軽減し経営の安定につながるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うとともに、緊急的な負担軽減として配合飼料価格安定制度とは別に補てん金を交付するなどの支援を行うこと。

また、交付にあたっては都道府県間での補てん金の差がないよう、国として一律に支援を行うこと。

併せて、畜産物への適正な価格転嫁のための仕組みづくりなど、安定的な経営が展開できる環境整備を推進すること。

8 持続的な水田農業に資する生産体制の構築及び適正な価格形成の仕組みづくり

令和6年産米の米価は前年を大幅に上回り、稲作農家の経営改善につながる期待がある一方、消費者の米離れが進むことも懸念される。食料安全保障の観点から、国の責任において需要に応じた米の生産拡大を支援するなど主食用米の持続性ある生産体制を構築するとともに、適正な価格形成の仕組みづくり及び国民理解の醸成を図ること。

なお、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、地域の実

情に配慮し、意欲ある稲作農家が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること。

9 地方財源の確保

デフレから完全に脱却し、物価と賃金がともに上昇していく経済への移行を目指す中で、今後も国と地方が効果的な対策を切れ目なく講じていく必要がある。

このため、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性の確保・強化のために、一般財源総額を適切に確保するとともに、地方が実情に応じて物価高対策に加え、米国による関税措置の影響に関する対策や人手不足対策を継続的かつ機動的に実施できるよう、地方交付税や自由度の高い交付金など必要な財源について、積極的な措置を行うこと。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

相次ぐ豪雨災害・林野火災等の大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

西日本を中心に200人を超える多くの尊い人命が失われた平成30年7月豪雨災害が起きたほか、令和6年も8月29日に上陸した台風第10号が日本列島を縦断して大きな被害をもたらし、9月には石川県能登半島において大雨による河川氾濫や土砂災害等が発生するなど、6月から11月にかけて毎年のように中国地方を含む全国各地で甚大な被害が相次いでおり、治水対策、土砂災害対策をはじめとしたハード対策に加え、避難情報の伝達を含めたソフト対策など、防災・減災対策のなお一層の促進が求められている。

加えて、令和7年に入り大規模な林野火災が全国的に多発し、3月には岡山市をはじめ、中国地方においても林野火災が発生しており、資機材の充実強化や予防意識の啓発など、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

さらには、地球温暖化の影響などによる大規模災害の発生メカニズムが大きく変化していることを踏まえ、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。

また、令和6年能登半島地震では、道路の寸断による人命救助や物資輸送の難航、耐震性の低い家屋の倒壊、避難所における生活環境の悪化や備蓄の不足など、様々な課題が顕在化している。

このため、中国地方各県も協力し、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速な災害復旧を支援するとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

近年の度重なる豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 林野火災の発生予防・対応力強化及び復旧・復興に向けた支援

- (1) 林野火災は、ひとたび発生すると強風等により一気に燃え広がるおそれがある。このため、森林面積が国土の3分の2を占める我が国では、林野火災を起こさないことが極めて重要であることから、地方では火災予防に取り組んでいる。林野火災に対する予防意識の更なる醸成のため、国においても火災予防の啓発宣伝を一層強化すること。

- (2) 令和7年2月から岩手県大船渡市や岡山市など全国的に多発した林野火災では、延焼が拡大し鎮火までに時間を要したことから、延焼拡大の要因・メカニズムを分析した上で、効果的な対策を検討するとともに、林野火災が拡大しないよう、森林の適正な維持管理、燃えにくい樹種の植林、防火帯の役割も果たす林道等の整備・管理、消火活動に資する林道・森林作業道への倒木除去などに対して積極的な支援を行うこと。
- (3) 林野火災では、地形の陰しさや水利の不便さなどから地上での消火活動が困難となる場合が多く、ヘリコプターによる空中消火が効果的であることから、延焼拡大阻止に向けた早期の緊急消防援助隊や自衛隊等への支援要請のため、国において都道府県とより迅速に緊密な調整等を行えるよう、情報共有・連絡体制の充実を図ること。
- (4) 水利不足が懸念される林野火災特有の状況に対応可能な消防職団員及び緊急消防援助隊用の車両・資機材並びに消防防災ヘリコプター用の資機材等の整備に対する財政支援の充実を図ること。
- (5) 林野火災発生後は、樹木が焼けて山の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まることから、発災後早期に二次災害防止対策に着手できるよう財政支援を行うこと。
- (6) 林野火災によって焼失した森林機能の早期回復には、植栽工や治山ダムなどの防災林造成をはじめとする国庫補助等による復旧・復興事業を計画的、継続的に実施しなければならないことから、事業実施に必要な予算を確保すること。

2 能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化

- (1) 能登半島地震では、大規模な斜面の崩落や地盤の隆起などにより、多くの箇所道路が通行不能となり、孤立する地域へ陸路での対応が困難となった。また、海岸の大規模な隆起により多くの港湾施設が使用できなくなり、津波により船が座礁するなどの被害が発生し、海路での対応も限定された。

については、能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、被災自治体が行う救助物資・人員の受入体制の整備等に対する支援を充実・強化すること。

- (2) 津波観測にも資する国土地理院の潮位観測施設 24 箇所のうち 22 箇所については、令和 8 年 3 月末までに運用終了予定とされているが、全国的に津波監視体制が脆弱化し、また、日本海側の潮位観測施設はもともとと少ない状況であるにもかかわらず、国土地理院の運用終了により更に減少するため、迅速な被害状況の把握、的確な災害応急対策、事後検証等にも支障が生じかねないことから、適切ではない。

津波対策の推進に関する法律において、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされていることから、潮位観測施設の維持・増設を図ること。

- (3) 近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。

- (4) 災害関連死を防ぐため、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の在り方を見直すとともに、本年 7 月のカムチャッカ半島付近の地震に伴う津波では、真夏の酷暑により避難の際に体調不良者が多数発生したことから、避難所環境の改善・向上を加速化させるために、自治体への財政支援を一層拡充すること。

- (5) 災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。

- (6) 孤立が想定される集落に衛星携帯電話等の配備が進むよう、ランニングコストに係る自治体への財政支援を行うこと。

- (7) 各自治体の中長期的に財源の見通しを立てながら、避難所における生活

環境の改善を計画的かつ着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の延長や恒久化、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な総合交付金などの財政支援の充実を図ること。

3 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化

- (1) 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や切迫する大規模地震、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念される中、地方においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」）を積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでおり、被害を防止・軽減する事例も確認されるなど、着実に成果を積み上げている。

5か年加速化対策後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、安全・安心の確保のための対策を強力かつ継続的・安定的に推進できるよう、令和7年6月に策定された第1次国土強靱化実施中期計画について、資材価格・人件費の高騰等の状況を踏まえ、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するとともに、対策の初年度となる令和8年度については、令和7年度補正予算により速やかに必要な措置を講ずること。

また、当初予算を含めた別枠での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

- (2) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水事業予算を大幅に増額するとともに、集中豪雨による内水氾濫等にも対応した治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生するなど、わずか3年余りの間に3度の浸水被害が多く、多くの地区で発生した江の川下流域など中国地方の拠点となる都市域を氾濫域に抱える国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

4 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

(1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率を嵩上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額 50 億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

また、激甚災害制度については、全国各地で災害が頻発していることに鑑み、個別ごとの災害ではなく、一定期間における一連の災害についても評価し、最近の気象や災害の特徴に即した見直しを行うこと。

(2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率の嵩上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧及び災害関連事業予算の確保を行うこと。

(3) 災害復旧事業の実施にあたっては、同じ地域が短期間に続けて被害を受けていることから、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが必要であり、改良復旧事業の活用推進のため、条件となる被災規模や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

(4) 中山間地域における特色ある農業生産活動が安全・安心に継続できるよう、農地災害における復旧限度額を引き上げるなど、被災農家の復旧費用負担軽減策を講ずること。

(5) 令和 7 年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業」、「緊急自然災害防止対策事業」について、恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(6) 災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強

化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講ずること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講ずること。

(7) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加えハザードマップ作成や遠隔監視装置導入等による避難体制の構築、ため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要な予算の確保と支援策の充実を図ること。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

(8) 被災地に関する誤った情報の拡散が観光地や農産物のイメージを低下させることから、風評の払拭やイメージの早期回復に向けた地元自治体の取組に対し、国としても情報発信や財政支援など必要な措置を講ずること。

5 住民の主体的な避難を促す取組の推進

(1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、実際の住民の危険回避行動につながる避難スイッチやマイ・タイムラインの普及などの取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

また、土砂災害警戒情報等の気象情報や市町村長が発令する避難情報などが、真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

さらに、今般の「デジタル改革関連法」成立により地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを国が定めることになることから、平時からの避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者ごとの避難支援等を予め定める「個別避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とするとともに、技術的支援を行うこと。

- (2) 市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、自主防災組織の結成及び活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画及び個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

さらに、新興感染症などの感染拡大時に、大規模な自然災害によって避難所への避難が必要となった場合においても、避難者が安全に過ごせるよう、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講ずること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援をより一層拡充すること。加えて避難所として市町村が確保する場合に、ホテル等への避難者の受け入れに関する考え方を明確に示すこと。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの多目的・洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

6 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 近年、全国各地で毎年のように災害が発生しており、特に中小河川において多くの箇所では越水や堤防の決壊、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。加えて、土砂・洪水氾濫について、国と県の緊密な連携による効果的・効率的な対策を推進すること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利水者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。

- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講ずる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの再度災害防止対策を早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (3) 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の積極的な推進に向けて、引き続き、関係省庁間における連携強化や支援制度の充実などを進めるとともに、多様な主体による様々な対策の実施効果を定量的に評価する手法を構築すること。併せて、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、流域治水につながる活動が一層進むよう必要な支援策を検討すること。
- (4) 平成30年7月豪雨など、中国地方においても災害ハザードエリアおよびその周辺で人的被害が発生していることから、災害ハザードエリアに対する都市計画制度による土地利用規制の手法として、市街化区域から市街化調整区域への編入や地区計画等を活用した取組を推進するため、都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
- 併せて、これら都市計画の取組に必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。

7 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

また、令和6年1月の能登半島地震や、同年7月の島根県での大雨被害等を踏まえ、半島における地震災害への対応力を強化するために実施する半島海岸部から主要道路へアクセスする避難路としての県道・市道の新設・改良事業において、緊急防災・減災事業債が発行できるよう、対象事業を拡大

すること。

併せて、上下水道については、能登半島地震において、大規模な断水被害や下水道の流下機能損失被害が発生し、復旧に長期間を要するなどの課題が浮き彫りになる中、今後発生が想定される南海トラフ地震などの大規模地震に備え、上下水道施設の計画的な耐震化が急務であることから、予算の確実な確保や要件緩和等を早急に図ること。

8 持続可能なまちづくりに向けた住宅・建築物の耐震化を促す支援の拡充

災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等の耐震化を加速させること。

特に、住宅の耐震化促進、災害リスクの低い地域への居住誘導の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、耐震改修や現地建替に加え、非現地建替や除却のみのケースも対象とすること。

9 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会資本の老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、今後、標準耐用年数を経過する施設が急激に増加する見込みであることや、埼玉県において管路の老朽化に起因すると思われる道路陥没事故が発生したことなどから、施設の老朽化対策が急務となっている。また、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による財政措置を確

実に継続すること。

10 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとより、その他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、更なる支援を行うこと。

11 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、二人操縦士体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講ずるとともに、地方自治体において二人操縦士体制を構築するための継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 災害時における支援物資の物流については、令和2年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図られるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

12 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害や令和6年能登半島地震における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図る

こと。

また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- (2) 「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用において、即時応援道県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、国の責任で実効性のある体制を整えること。

また、平時における研修、訓練等、人材育成に要する追加経費について、十分な財政措置を講ずること。

- (3) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

- (4) 大規模災害時における保健医療福祉対策については、被災県単独での対応には限界があることから、国・他県・全国団体等からの支援がスムーズに受けられ、支援ニーズの把握・分析等と現場への指揮・調整等が速やかかつ効率的に機能するように、最新の事例を踏まえた有効な対策等について情報提供すること。

- (5) 迅速な医療支援が行えるよう災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の養成に係る人件費や資機材整備費など

必要な経費について財政措置を講ずるとともに、離島・半島地域等の医療資源が脆弱な地域において、DMAT等による災害初動時の支援が終了した後も被災地の医療体制に支障が生じることのないよう、継続的な支援体制を構築すること。

13 防災DXの推進による災害対応の高度化への支援

- (1) 大規模災害時など県域を越えた災害への対応にあたっては、迅速、円滑な広域支援を実現するため、都道府県間で被害等の情報を共有する必要がある、中国地方においては複数県で防災情報システムの共同運用を行うこととしているが、既存の財政支援施策はシステム整備にかかる経費のみが対象となっているため、保守・点検費用などについても、財政支援施策を講ずること。
- (2) 大規模災害時における被災者の救助、支援においては、県、市町村だけでなく、国や自衛隊などの機関との情報共有が必要であることは、能登半島地震でも改めて認識されたところである。ついては、国や自衛隊などの機関が保有する被災者関係情報・データなどの災害情報を県や市町村にも迅速、円滑に共有される措置を講ずること。

14 被災者に対する支援制度の拡充

- (1) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率の嵩上げ等財政支援を拡充すること。
また、被災により就学や通学が困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。
- (2) 令和3年7月、8月の豪雨災害では、令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨の被災者が、3年余りで3度もの被災に至っている状況を踏まえ、

短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

- (3) 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

また、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

- (4) 国民に対して民間保険の活用を促す観点から、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。

15 盛土等に伴う災害の防止に関する取組の推進

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法の基礎調査について、調査の実施や指定に係る地元市町村との調整など、地方自治体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、必要となる予算の措置や技術的な支援、隣接県との調整等について、国の責任において確実に行うこと。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。
- (2) 盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。
- (3) 盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。

16 大規模災害に備えた「防災庁」の創設

令和6年能登半島地震では甚大な被害が発生し、また近年、自然災害が激甚化・頻発化している。南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備え、発災時には、国、自治体をはじめ関係機関等を統括し、より迅速かつ総合的、効果的な災害対応を行うとともに、蓄積したノウハウを地方自治体に還元できるよう、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設するなど強力な体制整備を図ること。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

地方税財源の充実について

令和7年度の地方財政計画において地方交付税総額は、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円が、地方一般財源総額は、地方が住民のニーズに的確に応えつつ様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円が確保された。

しかし、大都市においては、近年の企業収益の堅調な推移に伴う法人二税の増などにより税収増となる一方、地方部においては、大都市のような財源の増加は起きておらず、大都市と地方部の財政格差は拡大傾向にあることから、財源偏在を是正し、財政調整機能をより強化・拡充すべき状況にある。また、臨時財政対策債については、制度創設以来初めて新規発行額が計上されなかったが、既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積しており、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策は講じられていない。加えて、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、地方公共団体においては、自らも更なる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、長引く物価高に対応しつつ、地域におけるすそ野の広い持続的で構造的な賃上げの促進や、地域経済の活性化に取り組むとともに、こども・子育て政策の充実強化、地域の活性化、雇用の確保、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するため、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。あわせて、「地域社会再生事業費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分される

ようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

また、物価や人件費の上昇が今後も続くことが見込まれる中、地方が様々な行政課題に対応し、安定した行政サービスを提供するためには、地方が必要とする一般財源総額が十分に確保・充実されることが必要である。

- (2) 令和7年度は、臨時財政対策債の制度創設以来初めて新規発行額が計上されなかったが、既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積しており、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) これまで地方が進めてきた地方創生の取組が無駄にならず、地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「地方創生推進費」などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

地方創生の取組を支援する交付金について、地方が、地方創生、地方活性化の取組を一層深化、加速させるために、地方の意見等を十分踏まえ、予算枠の拡充も含めた十分な所要額を確実に確保するとともに、財源の恒久化や地方公共団体が更に使いやすい仕組みへの改善を図ること。

加えて、当該交付金に係る地方負担については、引き続き、地方財政措置を講ずるなど、地方公共団体が着実に執行できるよう、適切な財政措置を行うこと。

- (4) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また

高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

こうした中、物価や賃金の上昇は、光熱費や施設管理委託料の増加はもとより、大幅な給与改定に伴う職員の人件費の増加や金利上昇に伴う地方債の利払い費の増加、資材価格や労務単価の上昇に伴う投資的経費の増加、業務委託料の増加など、幅広い経費の増加につながっていることから、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、行政経費の増嵩について、地方財政計画の歳出全体に的確に反映すること。

(5) 地方においては、光ファイバや5G等の情報通信基盤の整備が今後更に進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を行うこと。

(6) 給与関係経費の計上に当たっては、令和5年度からの定年引上げに係る制度移行について、移行期も含め、地方の財政負担が生じないように、確実に所要の財政措置を講ずること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講ずること。

また、令和6年度から施行されている会計年度任用職員の勤勉手当の支給に当たっても、引き続き地方の財政負担が生じないように、確実に所要の地方財政措置を講ずること。

(7) 教職調整額の段階的な引上げなど教員の処遇改善については、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことから、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額すること。

(8) 高等学校の授業料無償化、学校給食費の無償化については、地方の意見を十分に踏まえ、所要の財源の確保をはじめ、地方に負担を転嫁することがないように財政措置を講ずること。

- (9) 令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急防災・減災事業」、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」については、国土強靱化に資する取組であるため、対象を拡充した上で、切れ目なく事業を実施できるよう延長すること。また、民間企業も含めてLED照明や電動車の導入に対する需要が高まる中、地方団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「脱炭素化推進事業債」による支援について令和8年度以降の継続・強化を図ること。

2 地方税制の改革の推進

- (1) 社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、こども・子育て政策の充実強化や、デジタル変革の加速、脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心な暮らしの実現、活力ある地域社会の実現など、地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。

- (2) 自動車税及び軽油引取税は、自動車の走行や軽油の使用において、地方が供給する様々な行政サービスを享受している応益関係に着目して課税する都道府県の基幹税であり、今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源である。

現行制度を前提とすれば、今後の電動車の増加に伴って、自動車税や軽油引取税等の燃料課税の減少にもつながること、併せてCASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなども踏まえ、自動車関係諸税及び燃料課税の見直し並びに暫定税率の廃止の議論にあたっては、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、自動車ユーザー間の公平性及び地域経済への影響にも配慮しながら、丁寧な議論を行い、必要な方策を検討すること。

- (3) OECD 等で国際合意に至った経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの将来的な国内法化を見据え、デジタル技術を活用し国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大していく社会経済情勢に的確に対応する地方課税のあり方について、地方税収を確保する観点から、見直しを行うこと。
- (4) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成 17 年度）から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT 化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。
- (5) 法人事業税における電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による課税方式については、令和 7 年度与党税制改正大綱の検討事項において、「その課税のあり方について、引き続き検討する」とこととされているが、収入金額による課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 「年収の壁」の見直しや「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、丁寧に議論を進めること。
- また、物価高対策としての消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約 4 割弱は地方分であり地方の基幹税となっていることを十分に踏まえ、より慎重かつ丁寧に議論を進めること。
- (7) 住所地課税の例外（金融機関等の口座所在地課税）となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関の事務負担に配慮するとともに、地方の意見を十分聴取しつつ、こ

うした現状に対応するための現実的な仕組みとして、利子割税込をあるべき税込帰属地に帰属させるための措置を早急に講ずること。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

全世代型社会保障制度の実現に向けて

国においては、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生 100 年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討がなされ、令和 2 年 12 月に「全世代型社会保障改革の方針」が定められたところである。

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されており、持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方と方向性を共有し、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療の確保

(1) 地域医療構想の推進

厚生労働省は全国一律の基準による分析のみで、地域の個別事情を踏まえずに再編統合等の再検討を求めているが、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療提供体制を確立する上でも、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。

また、地域医療構想の進め方については、令和 4 年 3 月に「2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行う」こととされ、令和 5 年 3 月には、都道府県は、「毎年度、対応方針の策定率等を目標とした PDCA サイクルを通じて地域医療構想を推進する」こととされた。さらに令和 6 年 3 月には、新たな取組として、「医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられるモデル推進区域及び推進区域を設定してアウトリーチの伴走支援を実施する」こととされた。

新型コロナウイルス感染症への対応において公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことや、今後も新興感染症の発生に備える必要があることを踏まえ、都道府県が主体的かつ柔軟に対応できるよう配慮すること。

併せて、民間医療機関を含めた対応方針の策定等には、これまで以上に、地域医療構想に対する医療関係者の理解醸成やインセンティブ等が必要になることから、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう、十分な技術的、財政的支援措置を講ずること。

さらに、厚生労働省から、全国画一的な基準により構想区域単位で更なる対応方針を策定するよう求められているが、都道府県では、2025 年に向けた具体的対応方針を策定していることから、各都道府県の地域の実情や主体的な検討について十分に配慮すること。

病床数の適正化については、これまで地域の関係者が丁寧な議論を行いながら取り組んできた経緯を踏まえるとともに、地域に必要な病床までも削減されないよう、地域の医療提供体制への影響に対して十分に配慮すること。

2040 年を見据えた新たな地域医療構想については、昨年末に新たな地域医療構想に関するとりまとめが行われたが、病床の削減や統廃合ありきではなく、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえ、各都道府県が主体的に取り組を進められるよう、地方とも丁寧に協議をしながら検討を進めること。

また、新たな地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものとなる見通しであることや、医療機関機能報告が新設されること等により、策定段階から、自治体や医療機関などの関係者の負担が膨大になるおそれがあるため、関係者の意見を丁寧に聞きながら、人的・財政的な支援措置や必要なデータの早期提供等を行うことにより、関係者の負担軽減を行うこと。

（２）医師確保対策の推進

国において、医師の偏在（都市部への偏り）が依然解消されていないとの認識のもと、昨年末に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージが策定され、今後、医師確保計画の実効性の確保などに取り組むこととされているが、地方においては、国が機械的に算出した医師偏在指標による評価で「医師多数県」とされている県であっても、昨年４月施行の医師の働き方改革の影響も懸念される中、医師の高齢化の進展や地元大学の医師派遣機能の低下（都市部への研修医の流出による入局者の減少）により、中山間地域はもとより市部においても安定的な医師の確保が喫緊の課題となっている。については、地方において安定的、継続的な医師確保が行われるよう、地方との協議をしっかりと行い、地方の実情を十分に認識した上で、実効性のある偏在対策・確保対策を行うとともに、以下の提案について確実に対策に反映させること。

- ・医師確保対策の推進については、医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定される。医師の働き方改革（医師の時間外労働の上限規制）の施行に伴い、地域の医療提供体制の維持・確保に支障が生じていないか把握するとともに、地方と緊密に連携しつつ必要な対策を機動的

に行うこと。また、女性医師が産休・育休後、早期に職場復帰できるよう支援を強化すること。

- ・地方の医師不足は、人口の多寡のみならず地理的条件等によって状況は大きく異なり、全国一律の基準や指標に基づく取組だけで解決するものではない。単純に医師の需給推計や偏在指標により、地方での医師確保の努力や取組を毀損し、制限する政策の実行は適当でないことから、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を行うこと。
- ・特に、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨時定員枠の確保による地域枠の措置を堅持するとともに、恒久定員の増員も含めて一定水準の定員を担保すること。また、臨時定員の配分に当たっては、国が機械的に算出した医師偏在指標による評価によらず、地域の実態を十分に踏まえること。併せて、医師養成のための奨学金制度運用に必要な財源の充実などを支援すること。また、新専門医制度における専攻医募集定員のシーリングは、医師の絶対数が少ない地方への設定をしないこと。
- ・「子育て支援加算」については、育児介護休業法改正を踏まえ全国的に取り組むべきものであることから、同法の改正に伴う環境整備をシーリング緩和の条件とすることが、シーリング本来の目的を達成する手法として適切であるか、慎重に検討すること。検討の結果「子育て支援加算」を導入する場合においては、特別地域連携プログラムの設置を要件とした運用としないこと。
- ・なお、専門医資格を取得後も積極的に地域医療へ従事することを促すため、医師が地域医療に従事しようとする場合に、例えば、従来の職場に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みなど、都道府県の知事の意見を十分に尊重し、必要な財政措置を講ずるとともに、実効性のある仕組みを創設すること。
- ・現在の臨床研修募集定員の算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在することから、医師偏在を助長することのないよう地域の実情に応じた調整を行うこと。
- ・加えて、へき地における診療体制の確保について、へき地診療所で勤務する医師の高齢化、後継者不足の影響により、その確保が難しくなっている中、へき地診療所へ医師を派遣するへき地医療拠点病院の役割がますます重要になってくることから、医療施設運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）に係る所要額の確保や国の補助率の引上げなど必要な措置を講ずること。
- ・保健所において、感染対策の中核を担う公衆衛生医師の確保に向け、より一層の取組を行うこと。

（３）看護師等の医療人材の確保

看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。

特に、在宅医療や医師のタスク・シフト／シェア（他職種への業務の移管または共同化）を推進する上で不可欠な特定行為研修修了者の増加を図るためには、医療現場における研修修了者の積極的な活用と処遇改善が必要であることから、国において特定行為に係る診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施すること。

また、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加に加えて、退職者の補充が十分にできないといった理由による看護職員不足が深刻化し、病棟の一部休止等が起きている実態を踏まえ、夜勤負担の軽減等の勤務環境の改善や処遇の改善などの実効性のある対策を追加すること。

（４）地域医療介護総合確保基金等の確保

地域あるいは医療機関毎に異なる課題があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、国において地域医療介護総合確保基金の十分な予算を確保するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。また、医療提供体制推進事業費補助金や医療施設運営費等補助金についても、地域において良質な医療を提供するために必要不可欠であることから、事業執行に支障を生ずることなく安定的な実施ができるよう十分な予算を確保すること。

なお、医師の働き方改革や、新たな地域医療構想の推進など、国主導で行う取組については、都道府県の財政状況等によって事業量に地域差が生じることがないように、都道府県負担のない事業区分を創設し、全額国庫負担により実施できるようにすること。

（５）効果的・効率的な医療提供体制の構築

医師の働き方改革への対応や、新興感染症や災害発生時の診療体制維持等の観点から、ＩＴやＩＣＴを活用した効果的・効率的な医療提供体制を構築する必要があるため、電子カルテ情報共有サービスや電子処方箋、遠隔診療、オンライン診療・服薬指導などに必要なシステム導入やタブレット等の機器整備への補助制度の拡充・新設などの財政支援を行うこと。

（６）かかりつけ医機能報告制度の円滑な実施

かかりつけ医機能報告制度については、先般公表されたガイドラインにおいて、医療機関への報告依頼や内容の確認、重層的な協議の場の設置及び運用、住民・患者への周知啓発など、様々な業務を県が担うこととされている。県に過度な負担がかからないよう、ガイドラインの内容を見直すとともに、業務を円滑に進めるために必要となる経費につい

て、十分な財政支援を講ずること。

また、本年秋を予定している、医療機関への報告依頼の開始に向けて、医療機関向けマニュアルや報告システムの内容を早期に示すとともに、現場に混乱が生じないように、コールセンターの設置など、十分な体制を講ずること。

2 持続可能な社会保障制度の確立

(1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講ずること。

さらに、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩にも耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講ずること。また、障害者やひとり親家庭への医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

令和8年度からの子ども・子育て支援金制度については、国民の十分な理解が得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うとともに、具体的な実施方法等については、地方の意見を適切に反映させること。

(3) 高額療養費制度は、国民の命と暮らしを守る重要なセーフティーネットとして位置づけられているが、現状の負担上限額であっても、高額な治療を継続した際の家計への影響は少なくない。本制度のあり方について議論がある中で、こうした国民の生活状況を踏まえ、生死に直結する治療断念につながるような見直しは撤回し、制度としての役割や持続可

能性等について丁寧かつ幅広い議論を行うこと。

3 健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応

(1) 健康増進の推進

健康増進の推進として、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。

生活習慣病の早期発見及び重症化予防のため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び血清クレアチニン検査を必須の健診項目にすること。

保育所や幼稚園、学校等における集団フッ化物洗口について、児童、生徒やその保護者等が十分な理解の上で、フッ化物洗口に取り組めるよう、う蝕予防効果や安全性等に関する情報発信を強化すること。

(2) 疾病予防対策の推進

疾病予防対策について、ワクチンが安定供給されるよう必要な措置を講じ、ワクチン接種の判断材料となる有効性と安全性に関する情報提供を引き続き行うとともに、近年増加している市町村の財政負担を考慮し、予防接種の推進に関して地域差が生じないように、市町村への確実な財政支援を講ずること。

特に、新型コロナワクチンの定期接種は、インフルエンザワクチンの定期接種と同程度の自己負担で接種を受けられる環境を確保するため、市町村への財政支援を行うこと。

また、ワクチン接種により予防できる病気にかからないようにするため、おたふくかぜを予防接種法に基づく定期接種の対象疾病とすることに加え、HPVワクチンについて、男性に対する定期接種の検討を引き続き進め、結論を出すとともに、2回接種の期間を拡大し、接種率の向上を図るため、9価ワクチンの定期接種の対象年齢を、ワクチンの製造販売承認の対象年齢に合わせ、9歳に引き下げること。

加えて、健康被害救済制度について、審査手続の迅速化及び見舞金の給付など幅広い方策を検討すること。

(3) がん予防・早期発見の推進

がん予防・早期発見の推進として、がん検診の効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診

実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

(4) 介護人材の確保

介護人材の確保のため、介護施設で働く常勤介護職員の平均給与が依然として全産業の平均給与に届いていない状況も踏まえ、更なる処遇改善を進めるとともに、介護職員の業務負担の軽減や生産性向上のための介護ロボットやICT機器の普及に向けて介護事業者への支援を更に強化すること。

また、これまでの取組に加え、今回の報酬改定による処遇改善の効果を検証し、介護に携わる職員全体の処遇底上げにつなげること。

さらに、共生社会を支える障害福祉人材についても、介護人材と同様に処遇改善や業務軽減等を進めること。

(5) 介護事業所の経営安定化

人口減少地域の介護老人保健施設等では、老朽化や入所率低下、人材不足等の問題を抱え施設継続が困難になってきており、障がい者や単身高齢者の住まい等へのニーズを充足するためにも、年齢や障がいの有無に関わらず人々が安心して暮らすことができる居住環境の構築に向けた既存施設の用途転換等の有効活用を図るため、補助金等の規制弾力化や国による財源措置も含めて支援策を講ずること。

(6) 障害福祉サービスの充実

主として知的障害児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設における職員の配置基準について、実態とは大きな乖離があるため、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算を創設すること。また、令和6年度報酬改定において、福祉型障害児入所施設の基本報酬について、利用定員規模別の算定構造に見直しがなされたが、未だ障害者と比べ著しく低い設定となっていることから、改善を行うこと。

(7) 住宅確保要配慮者支援対策の充実

国は、高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に安心して居住できる環境を整備するため、令和6年6月に住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）を改正し、地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等からなる会議体である居住支援協議会について、市町村での設置を努力義務化するなどしたが、協議会を設立し地域の実情に応じて取り組む地方公共団体に対し、十分な財政支援措置を講ずること。

4 物価高等への対応

(1) 医療機関や福祉施設等における物価動向を踏まえた施策の展開

光熱費や食糧費に加えて、診療材料費等においても値上げの動きが続く中、医療機関、薬局、介護サービス事業所・施設等、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設、救護施設等において、施設の運営に対する影響が継続している。

物価高が続いている現状においてセーフティネットとしての公的サービスの持続性を確保する上では、これまでに実施された物価高騰対策や、令和6年度報酬改定では不十分であることから、遡及と同等の効果を念頭に置いた臨時的な報酬改定や、国による補助制度の創設・拡充など、早急に対策を講ずるとともに、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度等に組み込むこと。

特に自治体病院においては、人事院勧告等を踏まえた人件費の増加が診療報酬改定で想定された水準を大きく上回っており、物価高の影響もある中、自治体病院が担ってきた救急医療、高度医療等の政策医療や中山間地域等における不採算医療の維持が困難な状況になっていることから、地方交付税や診療報酬に特段の配慮を行うなど、財政支援の拡充を行うこと。

(2) 生活困窮者への支援

物価高などの影響により、生活困窮者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、雇用維持・確保対策、時宜を得た給付の実施など、国の責任において、実情に十分配慮した手厚い支援策を効率的かつ効果的に継続して講ずること。

5 新興感染症等に備えた対応力の強化

(1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の地方の意見を踏まえた運用

令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画の運用に当たっては、地方の意見を踏まえ、地域の実情に応じた幅広い対策を行うことができるよう、以下の事項について配慮すること。

- ・地方自治体等が行う対策については、実施主体が安心して取り組むことができるよう、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく財

政措置のみならず、新型コロナウイルス感染症対策で行われた各種支援制度についても、基本は国費（補助金等）で対応することを想定し、地方自治体等の負担にならないよう確実な財政支援を行うこと。

また、平時において、都道府県が備蓄を行う個人防護具等の感染症対策物資、検査用試薬等の検査物資について、購入・保管・廃棄等必要となる経費が都道府県の過度な負担にならないよう財政支援を行うこと。

- ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置については、新型コロナウイルス感染症の対応において、緊急性があるにも関わらず、手続きに時間を要して実施が遅れるという課題があったため、運用面を改善して迅速な対応を可能とすること。
- ・感染症専門医等の医療人材を育成するとともに、都道府県が行う医療人材の育成・確保に関する取組に対して財政支援を行うなど、平時から人材派遣等のすそ野を広げる仕組みを導入すること。

（２）地域の実情を踏まえた医療提供体制の構築

今後の新興感染症等の発生時において地域の感染症医療を担う公立・公的病院や医療措置協定締結医療機関が、患者に十分対応できるよう、診療報酬の上乗せや補助金の充実を図ること。

また、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携については、地域医療資源の有効活用、将来に向けた持続可能な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムとの連携の観点や客観的な現状分析と推計データに基づき、地域の実情を踏まえた議論を行う必要があることから、診療実績等のデータを都道府県に提供するとともに、新たな地域医療構想の検討に際しては、新興感染症等の発生も踏まえた今後の必要病床数の考え方を整理すること。

さらに、感染症医療を担う医療機関のほか、災害拠点病院や災害派遣医療チームを設置している医療機関においては、平時からの人的・財政的負担（人材確保、施設・設備整備）が大きい上、対応時の人的・物的補償も不十分であることから、国において負担すること。

（３）保健所機能の強化

保健所が感染拡大防止対策の根幹である迅速な積極的疫学調査の徹底を図り、健康観察・入院調整といった機能を適切に維持・発揮できるよう、必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置、人材育成・訓練の実施に対する技術的支援など、機能強化に向けた支援を行うこと。

(4) 検査体制の強化

新たな感染症危機に備え、国においては、保健所、地方衛生研究所、医療機関及び民間検査機関の検査能力が維持されるよう、研修や実践的な訓練の実施等に対する支援を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症対応で整備した設備・機器について、維持管理・更新にかかる費用が都道府県の過度な負担とならないよう財政支援を行うこと。

都道府県等にゲノムサーベイランスの実施を求める場合には、人件費や機器等、必要な経費を全額国庫負担とすること。また、国が示す必要検査数が都道府県の過度な負担とならないよう、各自治体の実情に応じて柔軟な対応を認めること。

また、医療機関が実施する検査について、内部精度管理及び外部精度管理が適切に実施されるよう、国において必要な支援を行うこと。

(5) 適切な水際対策

地方空港、港湾などにおける検疫体制については、平時の体制を整備・強化するとともに、都道府県が協力する場合の根拠を明確にすること。また、海外における新興感染症等の発生状況などに応じて迅速に検疫体制を強化するなど、柔軟かつ適切に対応すること。特に、国外発生初期においては、幅広い国や地域からの入国者に対して、検査や健康観察を入念に行うなどし、国内への流入をしっかりと防ぐ体制を整備すること。

入国制限の実施又は緩和に当たっては、地方が把握している国外を起因とする感染情報等も踏まえて判断すべきであり、事前に地方側と協議する仕組みを導入すること。

法に基づく隔離・停留による入院体制の整備について、国が責任もって対応し、都道府県に協力を求める場合は、十分に意見を聞くこと。

国外発生初期において、国が入手した現地の最新情報を地方自治体にも随時情報共有できる体制を整備すること。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太

広島県知事 湯 崎 英 彦
山口県知事 村 岡 嗣 政

「カーボンニュートラルの実現」に向けた取組の推進について

令和2年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」や令和3年4月の気候変動サミットにおける「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」の表明以降、グリーン成長戦略やエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップ、「GX実現に向けた基本方針」、「GX推進戦略」等の重要戦略が相次いで制定された。

また、本年2月には、「GX2040ビジョン」の策定や、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」の改定を閣議決定するなど、エネルギー安定供給確保と経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXを加速させる方針を示されたところである。

民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

1 地域の特性を生かした脱炭素化の取組の推進

(1) 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新をはじめ、水素やアンモニアなど次世代燃料の輸入ルートの開発や、エネルギー安全保障の観点から国内生産拠点、地方における受入基地の整備など、サプライチェーンの構築等に国として率先して取り組むとともに、必要な財政支援や法規制の見直し等により、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

(2) 「2050年カーボンニュートラル」を実現していくためには、各地域の特色ある取組が重要であり、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エ

エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組について、財政措置などの支援策を講ずること。

- (3) 今後再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図る上では、建築物の屋根や壁面等の新たな適地の開拓が必要であるため、ペロブスカイト等の次世代型太陽電池など、技術的なイノベーションを加速するとともに、初期需要創出に向けた取組を促進すること。

2 地域産業における脱炭素化の取組の推進

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学公金連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講ずること。
- (2) 脱炭素社会に対応した産業構造への転換において、地域中小企業の技術力向上と市場参入機会の創出につながるよう、これらが主体となって行う実証研究等を、グリーンイノベーション基金等に地方創生枠を創設し支援すること。
- (3) カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や経済成長及び温室効果ガス排出削減に資するものとなるよう、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- (4) カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等まで、地域中小企業が脱炭素化に取り組むにあたって過度な負担が生じることがないように継続的な支援を行うこと。
- (5) EVの普及に向けて、充電設備の空白地域や高速道路等における充電インフラ整備への支援策を講ずるとともに、自動車や船舶などの運輸部門のカーボンニュートラルに貢献する、e-fuel等の合成燃料やバイオ燃料の製造技術の確立、普及に対する支援を行うこと。

- (6) 自動車及び船舶をはじめとする輸出産業が不利益を被らないように、諸外国の動向も踏まえたCO₂排出量の可視化（ライフサイクルアセスメント）の統一的なルールや規格を策定し、地域産業への普及を推進すること。
- (7) カーボンニュートラルの切り札となる水素を活用するために、地域の特性に合わせた再生可能エネルギーやバイオマス、廃棄物資源等の資源を活用した水素の製造、その利活用のための貯蔵・運搬等のインフラ整備を進め、自立・分散型エネルギーシステムの構築に繋がる支援制度を充実させること。また、水素ステーション運営費補助制度の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など整備補助金の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。さらに、燃料電池商用車の導入促進を図る重点地域を追加して選定する際には、これまでの自治体の取組等選定要件である「地方公共団体基準」を重視した柔軟な運用を図るとともに、選定された地域以外の自治体へも従来どおりの支援策を維持すること。
- (8) 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、脱炭素電源の拡大等が必要とされており、電力需要の増加が見込まれる中、発電事業者が火力発電への脱炭素燃料の混焼等による排出削減や再生可能エネルギーの供給量を拡大できるよう支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの拡大に際し必要となる、バックアップ電源の確保などによる事業者の負担を軽減する支援を行うこと。さらに、再生可能エネルギー資源の地域的偏在を踏まえ、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を促進すること。
- (9) カーボンニュートラルの実現に向け、地域共生型の再生可能エネルギーの一層の普及を図るために創設された地域脱炭素化促進事業の認定制度の活用を促進するため、手続き簡素化の対象拡大や補助金上の優遇等、市町村や事業者にとってより有効で強力なインセンティブを設定すること。
- (10) 近年、各地のバイオマス発電所において木質ペレット等による火災・事故が続発していることから、燃料種別に応じた安全対策が講じられるよう事業計画策定ガイドライン、技術基準等の改正を行うこと。併せてバイオマス発電施設設置者に対し安全の確保に向け、保守点検や維持管理について厳しく指導を行うこととし、事故発生時の事業者の対応の中に、地

元の安全・安心を担保する仕組みを義務付け、地域と共生した発電事業を行うよう電気事業法を改正すること。

(11) Z E Bに対する支援においては、公募期間を十分に確保し、複数年度にわたる工事についても柔軟に活用できる制度とすること。

(12) 自動車関連産業が国際競争力を維持・強化できるよう、電動化やライフサイクル全体での低炭素化（再生材利用義務化を含む。）、関税措置などの諸課題に対応するための経済・技術支援等を行うこと。

3 暮らし等における脱炭素化の取組の推進

(1) 新築住宅に対する Z E H 基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電の更なる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩することに配慮したきめ細かな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とすること。

(2) 我が国の CO₂ 吸収量の約 9 割を占める森林吸収量を中長期的に維持・強化するとともに、木材利用による炭素の長期貯蔵や化石燃料代替等による CO₂ 排出削減を図るため、主伐・再造林の推進、無花粉・少花粉と特定母樹の性質を併せ持つ品種の早期開発・普及、建築物の木造化・木質化、間伐材や未利用材の搬出等について継続的な支援を図ること。また、建築物の木造化・木質化が人にもたらす好影響について、調査研究に係る取組の更なる推進を図ること。

4 地方自治体における脱炭素化の取組の推進

(1) 2040 年度時点の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 73%削減するという政府目標の実現に向けて、第 7 次エネルギー基本計画で示された再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するとともに、更なる供給力

の強化を図るため、地方自治体が機動的に運用できる十分な財源を確保すること。

- (2) 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等への太陽光発電設置、ZEB化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。
- (3) 「脱炭素ドミノ」の早期実現に向け、自治体が柔軟に活用できる十分な規模の交付金を継続して措置し、より多くの先行地域を創出すること。また、先行地域に続く自治体への支援も行うこと。
- (4) 温室効果ガスの排出量については、排出量カルテにより都道府県・市区町村別の数値が示されているが、最新年度の公表に3年程度を要することから、温暖化対策の進捗状況を地方自治体・事業者が共有し、取組の促進につながるよう、推計による速報値などで速やかに排出状況を公表すること。また、再エネの導入については、今後、卒FITや非FITの増加が見込まれる中、再エネ全体の導入容量を把握する手段がないため、地方自治体別の再エネ全体の導入容量を把握し公表する仕組みを整備すること。

5 国民理解の醸成

カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦

山口県知事 村 岡 嗣 政

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

米海兵隊岩国航空基地を抱える中国地方においては、深夜など住民生活への影響が大きい時間帯や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での米軍機の飛行が行われるなど、依然として事態の改善が図られておらず、地元住民に多大な不安を与えている。

平成 30 年 3 月の米空母艦載機の岩国移駐完了後も、艦載機の運用は基地周辺の広範囲にわたり、住民生活に大きな影響を及ぼしており、今後更に、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

こうした中、国（防衛局）において、今後も引き続き、地元の要望に応じた騒音測定器の設置を進めるとともに、得られた客観的な騒音データの分析を基に具体的な騒音被害対策につなげる必要がある。

また、平成 30 年には、岩国基地配備の米軍機の墜落事故が連続して発生し、併せて重大事故につながりかねない悪質な規律違反の横行している実態などが明らかになったほか、令和 5 年 11 月には、岩国基地を離陸したオスプレイの墜落事故が発生し、部品の不具合に加えて、搭乗員が緊急時取るべき手順が遵守されなかったことが事故原因として指摘されている。引き続き徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講ずるとともに、住民の安全・安心の観点から地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

ついては、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講ずることを強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 日米合同委員会合意を遵守すること。特に、住民が生活する地域での低空飛行訓練や深夜早朝の飛行訓練、陸地上空での空中給油訓練など、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講ずること。
- (2) 米空母艦載機の離着陸訓練 (FCLP) を岩国基地で実施しないこと。また、

硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。

- (3) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器等の監視装置の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。また、国が設置する騒音測定器等の測定結果を速やかに提供すること。
- (4) 実態把握を速やかに行うため、自治体はやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財政措置を講ずること。また、自治体を設置する騒音測定器等の測定結果を国においても活用すること。
- (5) 調査によって客観的に得られたデータ、住民からの苦情や自治体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。
- (6) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重していくために、国は、地元自治体との十分な意見交換を行うこと。
- (7) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、国において、騒音被害の解消に向け、公共施設等の防音工事などの対策を実施するとともに、米軍機の訓練空域等を有する自治体を対象とした、財政措置を速やかに講ずること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

オスプレイについても、移動の際には、可能な限り水上を飛行するという日米合同委員会の合意を遵守すること。また、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

令和7年9月3日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

国民の政治参加の促進と公明かつ適正な選挙の実現について

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会であるが、近年においては、全国的に投票率が低下傾向にあり、令和5年の統一地方選挙では、知事選挙 46.78%、県議会議員選挙 41.85%と、いずれも過去最低を記録する結果となっている。中国5県においても、直近の知事選挙・県議会議員選挙ともに過去最低水準にあり、投票率の低下に歯止めがかからない状況となっている。国政選挙の投票率は、依然として低い水準に留まっており、投票率低下の傾向は、国政選挙・地方選挙を問わず、同様の状況である。

また、改選定数に占める無投票当選者数の割合についても、令和5年の統一地方選挙においては、都道府県議会議員選挙 25.0%、町村議会議員選挙 30.8%と増加傾向にあり、地方議員のなり手不足も深刻化している。

各自治体では、選挙時の各種啓発活動や、期日前投票所の増設、投票所への移動支援などの利便性・投票環境の向上を図り、また、常時啓発として選挙出前授業等の主権者教育に鋭意取り組んでいるが、投票率の向上への効果は明確には見られていない。加えて、投票立会人の確保に苦勞している市町村もあり、投票所数の減少につながる一因となっている。

さらに、近年の選挙では、候補者の選挙運動を妨害する行為や、当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援する、いわゆる「2馬力選挙」、ポスター掲示場に候補者と無関係なポスターが掲示されるなど、民主主義の信認を脅かす事態が発生したほか、AIなどのデジタル技術の進展により、フェイク情報の拡散など、個々人が責任をもって主体的に判断し、選挙を通じて政治の方向性を決定する「人間主導の民主主義」が危険にさらされている。

このため、国民の政治参加を促進する必要な投票環境の整備とともに、選挙を通じて政治に国民の意見を適切に反映し、民主主義にとって危機的な状況を回避するため、次の事項について要望する。

1 国民の政治参加促進に向けた取組

全ての国民が安心して大切な一票を投じることのできるよう、国における「投票環境向上」や「郵便等投票の対象者拡大の検討」、「インターネット投票の検討」等の対策を更に加速させること。

また、地域によっては投票立会人の確保困難が投票所減少の一因となっていることを踏まえ、投票立会人の配置要件を緩和し、市町村が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を構築することやオンラインでの投票立会を推進することなど、民主主義の根幹をなす選挙制度の見直しを更に進めること。

併せて、なり手不足解消のための「多様な人材が立候補しやすい環境の整備」や「自治会の加入率低下の対策を含めたシティズンシップ教育（市民の

社会参画・政治参加のための教育)の推進」等を行い、国民の政治参加促進のため、制度改正も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。

さらに、4年に一度実施される統一地方選挙については、議会の解散や首長の辞職などの理由により任期がずれることで統一率が下がっていることから、選挙への関心の低下、低投票率の一因となっているとの指摘もあることから、地方選挙の再統一や衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙が行われる4月及び10月にまとめて実施することなどの検討を行うこと。

加えて、若者の声をより国政等に反映できるよう、若者の意見をより丁寧に聴取できる機会や手法を構築すること。また、被選挙権年齢の引下げも含めた若者の政治参加促進に係る議論を加速すること。

2 自治体の取組に対する支援・援助

市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進するとともに、そうした国民の政治参加に向けた各自治体の取組等について、財政措置も含め支援・援助を行うこと。

3 公明かつ適正な選挙の実現

本年5月に施行された公職選挙法の改正法において、選挙に関するインターネット等の利用、公職の候補者間の公平の確保等に対応するための施策の在り方について引き続き検討することとされたが、7月の参議院議員選挙においては、真偽不明の情報やフェイク情報が拡散し、SNS上での誹謗中傷や民主的な議論を阻害する行為などが激化するなど社会の分断につながりかねない状況にあるため、SNS上での誹謗中傷などに対する罰則の明記、プラットフォーム事業者の責任の明確化や選挙時のSNS広告収入停止等の措置も含めたインターネットの不適正な利用や情報拡散への対策など、現在の状況に合わせた見直しが急務である。公職選挙法の更なる改正も含めて国会で議論するとともに、法令の解釈・運用の明確化を図るなど、国として適切に対応すること。

また、AIなどのデジタル技術によるフェイク情報の拡散などを防ぎ、人間主導の民主主義を担保するためのルールづくりや政治的影響を与えようとする外国勢力による選挙介入を防ぐための対策を国として推進すること。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

参議院議員選挙における合区の解消について

参議院は、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成 28 年 7 月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うほか、全国知事会では、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長への要請活動を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成 30 年 7 月 18 日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置として特定枠制度が導入されたが、特定枠で選出された合区対象県の議員が辞職し、合区地域とは無関係な人が繰上げ当選するという事態も生じている。

令和元年 7 月に実施された 2 度目の合区選挙では、徳島県において全国最低の投票率 38.59%を記録したほか、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の 3 県においても、過去最低の投票率を更新する結果となった。

さらに、令和 7 年 7 月 20 日に実施された 4 度目の合区選挙では、鳥取県と島根県の投票率は前回を上回ってはいるものの、合区制度の導入前と比べると低い水準であり、また、徳島・高知選挙区においては徳島県の投票率が 3 回連続で全国最低を記録するなど、合区を起因とした弊害が常態化している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は、特定枠制度の導入をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域の更なる拡大を絶対に許してはならない。

次の参議院選挙までに、憲法改正等の抜本的な対応により必ず合区を解消し、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映される制度とするよう、強く要求する。

令和7年9月3日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政